

# 岸和田市災害史料集

(初版)

岸和田市教育委員会

## 〔凡 例〕

- (1) 本史料集は、現在の岸和田市域において過去に起きた自然災害に関する史料を収集し、翻刻したものです。今後新たな史料が見つかった場合には随時追加する予定です。
- (2) 本文は、綱文(内容要約)、史料名、出典、史料本文の順に示し、必要に応じて 印で注を付しました。
- (3) 翻刻にあたっては次の要領に従いました。
  - イ、漢字は原則として常用漢字を用い、変体仮名や合字等は現行の仮名に改めました。
  - ロ、読解の便のため、適宜、読点や並列点をつけました。
  - ハ、虫損や破損によって判読できない文字は、または「 」とし、判読できなかった文字は としました。
  - ニ、原本の文字が明らかに誤っていると判断される場合は、右傍らに( )で注記し、疑わしい場合は、右傍らに(ㄹㄹ)(…カ)としました。
  - ホ、変換できない漢字については@で示し、当該史料末尾にその漢字の偏や旁を示しました。
  - (4) 史料の一部に人権上不適切な表現を含むものもありますが、差別の歴史を科学的に究明することによりその解消に寄与しうると判断し、原則としてそのまま掲載しました。ただし、プライバシーに関わる記事については、一部の人名等を として伏字にした箇所もあります。
  - (5) 本史料集の利用については歴史、災害史その他の学術研究目的に限り自由としますが、ホームページ上での引用を含めて研究論文等で引用し公表する場合には、本史料集から引用した旨を明記してください。

## 目次

- 慶雲三(七〇六)年二月〜四月 河内国などで飢饉があった。  
一(続日本紀) 慶雲三(七〇六)年二月十六日、四月二十九日条 7
- 和銅二(七〇九)年五月 河内国などで連日の降雨により苗に被害があった。  
二(続日本紀) 和銅二年五月二十日条 7
- 天平四(七三二)年七月 畿内で旱害があった。  
三(続日本紀) 天平四年七月五日条 7
- 天平五(七三三)年閏三月 和泉監などで旱害が甚だしかった。  
四(続日本紀) 天平五年閏三月二日条 7
- 天平十九(七四七)年二月 河内国などで飢饉があった。  
五(続日本紀) 天平十九年二月二十二日条 7
- 天平二十(七四八)年七月 河内・出雲両国で飢饉があった。  
六(続日本紀) 天平二十年七月三十日条 7
- 天平神護元(七六五)年二月 和泉国などで飢饉があった。  
七(続日本紀) 天平神護元年二月四日条 8
- 天平神護二(七六六)年四月 和泉国で飢饉があった。  
八(続日本紀) 天平神護二年四月十五日条 8
- 神護景雲元(七六七)年二月 和泉国で五穀が不作であった。  
九(続日本紀) 神護景雲元年二月二十二日条 8
- 宝龜六(七七五)年八月 和泉国で飢饉があった。  
一〇(続日本紀) 宝龜六年八月五日条 8
- 延暦元(七八二)年六月 和泉国で飢饉があった。  
一一(続日本紀) 延暦元年六月十四日条 8
- 延暦九(七九〇)年四月 和泉国などで飢饉があった。  
一二(続日本紀) 延暦九年四月二十九日条 8
- 弘仁十一(八二〇)年四月 和泉国で飢饉があった。  
一三(日本紀略) 弘仁十一年四月二十六日条 8
- 弘仁十四(八三三)年七月 朝廷が祈雨のため大鳥・積川両社に奉幣した。  
一四(日本紀略) 弘仁十四年七月四日条 8
- 天長九(八三二)年四月 朝廷は和泉国の飢民に賑給した。  
一五(日本紀略) 天長九年四月二十一日条 8
- 承和四(八三七)年三月 和泉国で飢饉があった。  
一六(続日本後紀) 承和四年三月八日条 9
- 天安二(八五八)年六月 和泉国で落雷により官舎破損・死者などの被害があった。  
一七(日本文徳天皇実録) 天安二年六月七日条 9

- 貞観五(八六三)年二月 和泉国などで飢饉があつた。
- 一八(日本三代実録) 貞観五年二月二十一日条  
元慶元(八七七)年正月 畿内で飢饉があり、河内・和泉両国は特に甚だしかった。
- 一九(日本三代実録) 元慶元年正月二十七日条  
元慶二(八七八)年正月 去年の旱害による飢饉のため、朝廷は播磨国の不動穀六千斛を和泉国百姓に班給した。
- 二〇(日本三代実録) 元慶二年正月十五日条  
寛徳二 一〇四五 年 和泉国の諸郡司が、長久四、五年の旱魃により内裏造営の負担に堪えられないと訴えた。
- 二一(和泉国諸郡司等解)  
養和元(一一八一)年十月 二年続けての大旱魃により和泉国内の田は皆損となつた。
- 二二(長泉荘下司中原家憲解案)  
宝徳三(一四五二)年十二月 和泉国は非常な旱損であつた。
- 二三(康富記) 宝徳三年十二月六日条  
天正十二(一五八四)年七月 諸国大旱魃で、特に泉州地域は旱が甚だしかった。
- 二四(宇野主水日記) 天正十二年七月晦日条  
百済の僧光忍が和泉国南郡に来た時、神於山に鎮座する宝勝化人が神於寺の荒廢を怒り、神威による大雨・洪水を起こしたという。
- 二五(神於寺縁起)  
建武年間、和田和泉守が岸和田在城の時、風が吹き、波が城内に入ろうとした時、地藏菩薩が現れ風波が静まつたという。
- 二六(蛸地藏縁起)  
寛永元(一六二四)年 旱魃と虫害により飢饉となり、信達馬場村百姓の小平次が郷蔵を破つて、貯蔵米を飢えた村人に与えた。
- 二七(かりそめのひとりごと)  
宝永四(一七〇七)年九月・十月 大風と地震により藤井村庄屋の屋敷が損壞した。
- 二八(家再建御米拝借願書)  
宝永四(一七〇七)年十月 宝永大地震により、岸和田城大手門前まで津波が押し寄せた。
- 二九(かりそめのひとりごと)  
宝永四(一七〇七)年十二月 宝永大地震により、岸和田城の石垣・矢倉・門など三一箇所が破損し、岸和田藩は幕府へ修復を願ひ出た。
- 三〇(岸和田城絵図写)  
明和八(一七七七)年五月〜六月 大日照りで田地植付ができない田地が多く、不作が見込まれた。
- 三一(葛城峰宝仙山万覚帳)  
安永八(一七七九)年五月 久米田池三番樋堤が決壊した。

- 三二（久米多池三番樋堤破損日記） 14
- 三三（かりそめのひとりごと） 15
- 天明二（一七八二）年七月 大雨により春木川等の橋や堤が破損したことを春木村から岸和田藩へ届け出た。 15
- 三四（万留帳） 天明二年七月条 16
- 天明二（一七八二）年 前代未聞の凶作に春木浦年寄が難渋人へ米などを施した。 16
- 三五（万留帳） 天明四年三月条 18
- 天明六（一七八六）年秋 大風雨によって両毛とも格別の凶作であった。 18
- 三六（凶作に付被仰付候書付写） 18
- 天明七（一七八七）年七月 春以来雨天が続き麦作が不熟であった。 18
- 三七（御口達書写） 18
- 寛政三（一七九二）年八月 大風で葛城山八大竜王の拝殿が大破し、玉垣・石灯笼が倒れた。 18
- 三八（葛城峰宝仙山万覚帳） 19
- 寛政六（一七九四）年 旱魃により藩主は五ヶ庄に雨乞いを命じたが、稲方は大凶作となつた。 19
- 三九（葛城峰宝仙山万覚帳） 20
- 寛政十一（一七九九）年 旱魃により稲方は凶作であった。 20
- 四〇（早に付御口達書） 20
- 文化元（一八〇四）年九月 阿間河滝村が旱損と虫害の被害状況を郷会所へ届け出た。 20
- 四一（旱損稲方虫付届帳） 21
- 文政三（一八一〇）年五月 大雨により春木川にかかる橋が流れ落ちるなどの被害があった。 21
- 四二（諸願書留日記） 文政三年五月条 22
- 文政六（一八一三）年六月 旱魃により兵主神社で雨乞を行った。 22
- 四三（諸願書留日記） 文政六年六月条 22
- 文政十（一八一七）年十一月 落雷で岸和田城天守閣が焼失した。 22
- 四四（御天守類焼一件） 23
- 天保九（一八三八）年五月 大雨により春木村の田などに被害があった。 23
- 四五（願書録） 天保九年五月条 23
- 天保十三（一八四二）年五月 大雨によりとんぼ池の堤が決壊した。 23
- 四六（願書録） 天保十三年五月条 24
- 弘化三（一八四六）年七月 暴風のため牛頭天王社境内の松木が折れるなどの被害が出た。 24
- 四七（願書録） 弘化三年七月七日条 25
- 嘉永四（一八五二）年三月 前年の稲・木綿の不作により、稲葉村百姓七二名が初を拝

- 借した。
- 四八〔夫食拝借御請証文〕  
 嘉永五（一八五二）年十月 塔原村など山手十ヶ村より、旱魃による凶作のため年貢等の減免を岸和田藩へ嘆願した。  
 四九〔旱魃に付山手十ヶ村歎書写〕  
 嘉永六（一八五三）年 旱魃により五穀が不作となった。  
 五〇〔葛城宝仙山之事〕  
 嘉永七（一八五四）年閏七月 大雨により阿間河滝村の田などに被害が出た。  
 五一〔諸願書日記〕 嘉永七年八月条  
 安政元（一八五二）年十一月 大地震により西福寺本堂の柱などが破損した。また藩の命により五ヶ荘は葛城山八大竜王に雨乞と地震の祈禱を行った。  
 五二〔願書録〕 安政二年五月条  
 五三〔葛城宝仙山之事〕  
 安政二（一八五三）年八月 大風雨により春木村・阿間河滝村の百姓家などに被害が出た。  
 五四〔願書録〕 安政二年八月条  
 五五〔諸願書日記〕 安政二年八月条  
 五六〔諸願書日記〕 安政三年四月条  
 安政四（一八五七）年七月 大風による高波で春木村の田畑に汐入りの被害があった。  
 五七〔願書録〕 安政四年八月条  
 元治元（一八六四）年五月、六月 大雨により阿間河滝村の川堤などが破損した。  
 五八〔諸願書日記〕 元治元年五月、六月条  
 元治元（一八六四）年七月 旱魃のため、阿間河滝・土生滝村は雨降明神に雨乞いをした。  
 五九〔諸願書日記〕 元治元年七月条  
 元治元（一八六四）年八月 旱魃のため春木村は氏神で雨乞いを行い、降雨があった。  
 六〇〔万留帳〕 元治元年八月条  
 元治元（一八六四）年九月 旱魃に次いで八月の大風雨のため稻方・綿方とも大凶作となった。  
 六一〔諸願書日記〕 元治元年九月条  
 元治元（一八六四）年十一月 大雨により春木村の田畑等に被害があり、阿間河滝村では高橋が落ちるなどの被害があった。  
 六二〔万留帳〕 元治元年十一月条  
 六三〔諸願書日記〕 元治元年十一月条  
 慶応元（一八六五）年六月 大雨により阿間河滝村の田畑等に被害があった。  
 六四〔諸願書日記〕 慶応元年八月条  
 慶応二（一八六六）年五月 大雨により春木村で堤が切れるなどの被害があった。

25

25

25

26

26

27

28

28

28

29

29

31

32

32

32

32

32

33

37

- 六五〔日記〕慶応二年五月条 38
- 慶応二(一八六六)年八月 大風雨により岸和田城の御殿・伝馬口門・矢倉、外堀土手の松などが破損し、藩領内の町人・百姓家も多く倒壊、死者も二五、六人あった。また葛城山八大竜王社の拝殿や石灯笼が倒れる等の被害があった。
- 六六〔熊沢友雄日記〕慶応二年八月八日条 40
- 六七〔慶応二年日記〕慶応二年八月条 40
- 六八〔葛城宝仙山之事〕
- 明治十二(一八七九)年六月 貝塚沖で発生した竜巻により、旧岸和田城内・池之尻の家屋や沼天神社等が破損した。
- 六九〔熊沢友雄日記〕明治十二年六月二十八日条 43
- 明治十五(一八八二)年八月 大風雨により南郡・日根郡の海岸部の田畑に海水が入る被害があった。
- 七〇〔熊沢友雄日記〕明治十五年八月八日条 43
- 明治十六(一八八三)年七月、九月 旱魃により、各地で水論があり、田畑の作物にも被害があった。
- 七一〔熊沢友雄日記〕明治十六年七月二十八日、九月十日条 43
- 明治十七(一八八四)年七月 大雨により南郡・日根郡内では池川堤の決壊や田畑・家屋の流失などの被害があった。
- 七二〔熊沢友雄日記〕明治十七年七月十六日、八月二十日条 44
- 明治十八(一八八五)年七月 大雨により多くの人家が被害にあった。
- 七三〔熊沢友雄日記〕明治十八年七月二日条 45
- 昭和九(一九三四)年九月 室戸台風が襲来し、沿岸部を中心に甚大な被害があった。
- 七四〔岸和田市風水害概要〕 45
- 七五〔泉南郡春木町勢要覧〕 53

慶雲三(七〇六)年二月〜四月 河内国などで飢饉があった。

一(続日本紀) 慶雲三(七〇六)年二月十六日、四月二十九日条

国史体系

(慶雲三年二月) 庚寅、河内、摂津、出雲、安芸、紀伊、讃岐、伊予七国飢、並賑恤之、

(十六日)

(慶雲三年四月) 壬寅、河内、摂津、出雲、備前、安芸、淡路、讃岐、伊予等国飢疫、遣使賑

(二十九日)

恤之、

和泉地域は靈龜二(七一〇)年以前は河内国に含まれていた。

賑恤(しんじゅつ)は被災者に衣料や食料を支給すること。後出の賑給(しんこく)も同義。

和銅二(七〇九)年五月 河内国などで連日の降雨により苗に被害があった。

二(続日本紀) 和銅二年五月二十日条

国史体系

(和銅二年五月) 乙亥、河内、摂津、山背、伊豆、甲斐五国、連雨損苗、

(二十日)

天平四(七三二)年七月 畿内で旱害があった。

三(続日本紀) 天平四年七月五日条

国史体系

(天平四年七月) 丙午、令<sub>下</sub>西京四畿内及二監依<sub>二</sub>内典法<sub>一</sub>以請<sub>上</sub>雨焉、詔曰、從<sub>レ</sub>春亢旱、至<sub>レ</sub>夏

(五日)

不<sub>レ</sub>雨、百川減水、五穀稍彫、実<sub>二</sub>朕之不徳<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>致也、百姓何罪燹萎之甚矣、宜<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>京及諸国、

天神地祇名山大川、自致<sub>二</sub>幣帛<sub>一</sub>、又審録<sub>二</sub>冤獄<sub>一</sub>、掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>、禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠、高年之徒及鰥寡悁独

不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>者、仍加<sub>二</sub>賑給<sub>一</sub>、

靈龜二(七一〇)年四月、河内国から大鳥・和泉・日根三郡を割いて和泉監(いずみげん)が設置された。その後、

天平十二(七四〇)年に河内国に再度併合され、天平等(七五七)年五月に河内国から分かれて和泉国が成立

した。

天平五(七三三)年閏三月 和泉監などで旱害が甚だしかった。

四(続日本紀) 天平五年閏三月二日条

国史体系

(天平五年閏三月) 己巳、勅、和泉監、紀伊、淡路、阿波等国、遭<sub>レ</sub>旱殊甚、五穀不<sub>レ</sub>登、宜<sub>下</sub>今年

(十日)

之間借<sub>二</sub>貸大税<sub>一</sub>、令<sub>上</sub>続<sub>二</sub>百姓産業<sub>一</sub>、

天平十九(七四七)年二月 河内国などで飢饉があった。

五(続日本紀) 天平十九年二月二十二日条

国史体系

(天平十九年二月) 戊辰、大倭、河内、摂津、近江、伊勢、志摩、丹波、出雲、播磨、美作、備前、

(十二日)

備中、紀伊、淡路、讃岐二十五国飢饉、因加<sub>二</sub>賑恤<sub>一</sub>、

天平二十(七四八)年七月 河内・出雲両国で飢饉があった。

六(続日本紀) 天平二十年七月三十日条

国史体系

(天平二十年七月) 戊戌、河内・出雲二国飢、賑<sub>二</sub>給之<sub>一</sub>、

(三十日)

天平神護元(七六五)年二月 和泉国などで飢饉があった。

七〔続日本紀〕 天平神護元年二月四日条

国史体系

(天平神護元年二月)乙丑、和泉、山背、石見、美作、紀伊、讃岐、淡路、吉岐、<sup>(四日)</sup>多<sup>(四日)</sup>等国飢、並加<sup>(四日)</sup>賑恤<sup>(四日)</sup>、

天平神護二(七六六)年四月 和泉国で飢饉があった。

八〔続日本紀〕 天平神護二年四月十五日条

国史体系

(天平神護二年四月)己亥、和泉国飢、賑<sup>(十五日)</sup>給之<sup>(十五日)</sup>、

神護景雲元(七六七)年二月 和泉国で五穀が不作であった。

九〔続日本紀〕 神護景雲元年二月二十二日条

国史体系

(神護景雲元年二月)壬寅、和泉国五穀不<sup>(二十二日)</sup>登、民無<sup>(二十二日)</sup>種稻<sup>(二十二日)</sup>、転<sup>(二十二日)</sup>讃岐国稻四万余束<sup>(二十二日)</sup>以<sup>(二十二日)</sup>宛<sup>(二十二日)</sup>種子<sup>(二十二日)</sup>、

宝龜六(七七五)年八月 和泉国で飢饉があった。

一〇〔続日本紀〕 宝龜六年八月五日条

国史体系

(宝龜六年八月)丙寅、和泉国飢、賑<sup>(五日)</sup>給之<sup>(五日)</sup>、

延暦元(七八二)年六月 和泉国で飢饉があった。

一一〔続日本紀〕 延暦元年六月十四日条

国史体系

(延暦元年六月)乙丑、和泉国飢、賑<sup>(十四日)</sup>給之<sup>(十四日)</sup>、

延暦九(七九〇)年四月 和泉国などで飢饉があった。

一二〔続日本紀〕 延暦九年四月二十九日条

国史体系

(延暦九年四月)乙丑、和泉、参河、遠江、近江、美濃、上野、丹後、伯耆、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路等十四国飢、賑<sup>(二十九日)</sup>給之<sup>(二十九日)</sup>、

弘仁十一(八二〇)年四月 和泉国で飢饉があった。

一三〔日本紀略〕 弘仁十一年四月二十六日条

国史体系

(弘仁十一年四月)丁酉、和泉国飢、遣<sup>(二十六日)</sup>使賑給<sup>(二十六日)</sup>、

弘仁十四(八三三)年七月 朝廷が祈雨のため大鳥・積川両社に奉幣した。

一四〔日本紀略〕 弘仁十四年七月四日条

国史体系

(弘仁十四年七月)丙辰、奉和泉国大鳥・積川両社幣、以祈雨也、<sup>(四日)</sup>

天長九(八三二)年四月 朝廷は和泉国の飢民に賑給した。

一五〔日本紀略〕 天長九年四月二十一日条

国史体系



(天長九年四月) 癸未、賑給和泉国飢民、

(二十一日)

承和四(八三七)年三月 和泉国で飢饉があつた。

一六〔続日本後紀〕 承和四年三月八日条

国史体系

(承和四年三月) 辛未、和泉、淡路兩國飢、賑給之、

(八日)

天安二(八五八)年六月 和泉国で落雷により官舎破損・死者などの被害があつた。

一七〔日本文徳天皇実録〕 天安二年六月七日条

国史体系

(天安二年六月) 丙申、和泉国言、霹靂破官舎六十余宇、民室屋卅宇、被震死者二人、傷支  
体者三人、拔折十捆木十九株、残焼田稻廿許町、

貞觀五(八六三)年二月 和泉国などで飢饉があつた。

一八〔日本三代実録〕 貞觀五年二月二十一日条

国史体系

(貞觀五年二月) 甲寅、大和、和泉兩國飢疫、賑給之、

(二十一日)

元慶元(八七七)年正月 畿内で飢饉があり、河内・和泉兩國は特に甚だしかつた。

一九〔日本三代実録〕 元慶元年正月二十七日条

国史体系

(元慶元年正月) 己亥、去年亢害、京師及畿内諸国飢饉、河内・和泉為尤甚、公卿會議、東西  
京中置常平司、出売官米、亦遣使河内・和泉兩國、賑給絶乏戸、

元慶二(八七八)年正月 去年の旱害による飢饉のため、朝廷は播磨国の不動穀六千斛を和泉国百姓  
に班給した。

二〇〔日本三代実録〕 元慶二年正月十五日条

国史体系

(元慶二年正月) 辛亥、勅以播磨国不動穀六千斛、転宛和泉国、班給百姓、以去年旱飢  
也、

寛徳二一〇四五年 和泉国の諸郡司が、長久四、五年の旱魃により内裏造営の負担に堪えられ  
ないと訴えた。

二一〔和泉国諸郡司等解〕

田中忠三郎氏所蔵文集 平安遺文六四一号

諸郡司等解 申請 国裁事

不堪弁進造襲芳舎材木并作料事

一 一任官宣旨并国宣旨弁進也、而当国去長久四年四月四五兩月之比、涉旬炎旱、苗子燹  
損、田畝@乾、播殖違期、徒以荒廢、同五年作田百姓雖遭去々年難、勵微力所殖、得不減往年之作  
田、偏待秋獲之間、始從五月中旬至于八月上旬、計其日數已八十余日之間、雨澤不降、炎旱尤甚、  
爰百姓等春時 耕、秋日乏稻穀、就中近日受兩年費、飢死之輩盈滿道路、加以去年十月比、不堪件  
作料等之由、注在状言上於官底、雖經數日不承免否之定、空以罷下、或又逃去他境、国宣之日、偏

守朝、雖被勸仰、郡司等以誰人令採進件材木、仍擬相催、更無方計、望請 国裁、重被奏 公底、  
被言上此由、將慰民」 一

◎は火廂に參

養和元(一一八一)年十月 二年続けての大旱魃により和泉国内の田は皆損となった。

一一(長泉莊下司中原家憲解案)

好古類纂二 五付録

長泉御庄下中原家憲解 申進 申文事

請殊蒙 恩裁、経 奏聞、任明白旱損、被免除当年御年貢米子細愁状

右謹検案内、去年為天下一同旱魃之上、今年旱魃令去年一倍之間、國中皆以令損亡畢、而自国衙被  
檢行諸郷之処、太略令損亡、一切無得田之、随当御庄田者、是非指一国之<sup>(田)</sup>地、國中八ヶ郷所令散  
在也、云国云庄旱損之至無其隱事也、因茲百姓等当年御年貢者、無可令并濟力也、雖然去年者三分  
一御年貢令并濟之由、令言上子細畢、致当年者雖為皆損、去年半分、以輕物色代令并濟也、於見米  
者計略書畢、然者早被経 奏聞、任旱損実蒙御裁許者、御庄民等失逃脱思、可廻安堵之計之由、所  
訴申也、仍為後日恐、兼以所令言上也、望請 恩裁、任解状之旨、為裁許勒子細言上如件、以解  
養和元年十月 日 下司中原家憲

宝徳三(一一四五)年十二月 和泉国は非常な旱損であった。

一二(康富記) 宝徳三年十二月六日条

史料大成

六日庚午 晴、和泉半国守護細河阿波守屋形<sup>(頼久)</sup>綾小路<sup>方里小路</sup>行向、留守也、嵯峨被出云々、下笠藏人奏者番  
也、申置之、鷹司殿御使之由申之、泉州五ヶ畑御年貢事、早々可被進之由申之、有帰宅者可披露之  
由申之、赤沢阿波在国也、一方事某執沙汰申候、当年以外旱損也、一兩日之間、茅屋へ来て侘事可  
談合、可被披露之由申之間、可承之由申罷歸了、

五ヶ畑は五箇莊とも呼ばれ、現在の塔原・相川・河合(以上岸和田市)、蕎原・木積(以上貝塚市)地区にあった  
鷹司家領莊園、当時和泉国両守護細川家が年貢納入を請け負っていた。

天正十二(一五八四)年七月 諸国大旱魃で、特に泉州地域は旱が甚だしかった。

一二(宇野主水日記) 天正十二年七月晦日条

石山本願寺日記

一、当年 四月十日比ヨリ百十日計大旱魃也、但国ニヨリテ不同アリト云々、折節夕立シタル事  
モアリ、ソレハ稀ノ儀也、別而泉州八旱也、七月晦日ヒルノ時分ヨリ二時バカリ本式ノ雨下ル、  
八月二日又大雨降、同夜猶大雨、三日同前、

百済の僧光忍が和泉国南郡に来た時、神於山に鎮座する宝勝化人が神於寺の荒廃を怒り、神威によ  
る大雨・洪水を起こしたという。

一五(神於寺縁起)

神於寺所蔵

この時に異国の沙門光忍来朝の、ち、閑静の地をもとめて座禪の行をこらさんとす、よて諸国を修  
行し靈地を巡礼して、ついにいつみのくに南の郡にいたるきさみ、かつの山より大雨しきりにくた

り、雷なりて、洪水にわかにつ、道八南北によこたへ、河は東西にさいきるあいた、橋ひたりてわたるにおよはす、ふねにのりて通せんとす、則熊野の道をさしおきて、はむさきのつにゆく、時にそのうちの住人上人につけていはく、白鳳のそのかみ、新羅の雷神まつこのうちの松にきたりて、次かうのをのみねにうつりをはんぬ、しかるに神威ことにたたく、賞罰いたりてきひし、上人法をかのみねにあかめて、災をこの土にやめ給てんやのよし、ねんころに懇望せしむるうへ、もとより閑居をこのんて聖跡をもとむるあいた、長河につきて深山にいろ、

建武年間、和田和泉守が岸和田在城の時、風が吹き、波が城内に入るうとした時、地蔵菩薩が現れ風波が静まったという。

二六「蛸地藏縁起」

天性寺所蔵

建武の年楠判官正成此国を領す時に、甥の和田和泉守在城の砌、或時風頻りに起り、浪溢れ方に城内に入んとす、城中城外の諸人甚た驚き所々へと逃去、其時法師の形なるもの漂々として波に浮ひ、城の際に入来れば、風波忽ちにしつまりて、民家少も障りなし、人々これを怪ミ、競ひ走り立よりてかの法師の形をみれ八、是魏々たる相好円満の地藏菩薩の特に大なる蛸に駕してましますなり、見る人奇異のおもひをなし、合掌をさくけて至心に敬礼し奉り、立地に奇瑞を蒙るもの多かりき、

一五号、二六号はいずれも神仏の靈威によって災害を引き起こし、あるいは鎮静したとする縁起であるが、自然災害の経験や伝承が縁起に反映されているとも考えられるため、参考までに掲げた。

寛永元(一六二四)年 旱魃と虫害により飢饉となり、信達馬場村百姓の小平次が郷蔵を破って、貯蔵米を飢えた村人に与えた。

二七「かりそめのひとりごと」

和泉史料叢書

こゝに信達馬場村の森田小平次がことは、当時の人しるしおき、村民もいひ伝へたることなれど、見聞録には出所・年代を誤り、村民は近き世の証書転変の事実までも忘れられたれば、今旧記をだして彼があとをつばらにす、この小平次もとは熊取の荘大久保村の住人、あが家の家来北川市助が弟今の北川連か先祖なり)にて、小平次が家へ養子にゆきしが、養父は身まかりて八年の後、寛永元甲子の夏、一國旱魃せしに、この馬場村は、こゝにさらには蝗虫さへ多くて、一粒もみのらざりしかば、時の領主松平防州の庁に、飯米を給れかしとねぎしかど給はらず、かくては一村の男女老若て死なむより外はなしとて歎き悲しみぬるを、この小平次が、くるしからず、郷蔵に貯ある米をいだして喰いねといふに、あなかしこ、まことに餓て死ぬべくば、別れ散りても命はつぐべし、さることわりに従ひたらむには、みな非命にや休れなむ、よしなきことないひそといふに、いかでさることあるべき、科あらばいかにもたゞし咎むべし、かく村を餓させてさきのむくひをみすることやはあるべき、人の世の饑餓をしらず、国を治むるの道をしらすらむつかさならむには、行末とてもたのもしげなし、たゞ出してくらふべし、あとのことはあが心にはからふむねのあるものをと、こともなげにいゝつゝ、みづから壁を切開て米をとり出すに、さらば子細こそあらめとて、十六、七人こみいりつ追とり出し一村にわかちて命をつぎぬ、やがて公庁にきこへてめしとられ、十八人刎刑に定めぬ、この時に小平次が、このことはあがはじめよりさとり知しところなり、そもあが家の田高百

石に満なむまでは、永世諸役米を村中よりつとめくれよかし、さらばあが身ひとりとはてなんといふ、そはいとやすきかぎりなめり、十七人の命のかはりといひ、村中の男女老幼にいひをつづけくれしかはりなればいかならむ、末の代までも村の有むかぎりはいかであやまるべき叙(そと)とて、十一人の組頭より十一通の証書を出しければ、小平次これを子にあたへて、身は一世の浮沈なり、名は万代の宝玉なり、あが身今数人にかはりて死をいさぎよくせむずる序(そと)、あなかしこ、家をよくたもち伝へよといひ捨て名のり出て、筆の王子にして梟首せられしなり、

「かりそめのひとりごと」は熊取谷庄屋中盛彬が文化十三(一八一六)年頃から天保三(一八三二)年頃まで書き続けた随筆集。

宝永四(一七〇七)年九月・十月 大風と地震により藤井村庄屋の屋敷が損壊した。

二八「家再建御米拝借願書」

数家文書

乍恐願書

一、藤井村庄や役儀被仰付被下、難有奉存候、就夫早速罷越相勤申度奉存候処、去年九月ノ大風ニ家破損ニおよひ、其後地震ニつふれ、家無御座候二付、此度けた行七間ニはり行三間、又吉間ノ惣かわしひさし、又式間半ニ式間ノつや、右之通ニ立申度奉存候、右之古木ともくちおれ申二付、少も用ニ立不申、恐惶御米貳拾石御拝借奉願上候、御慈悲を以被為仰付被下候八、難有可奉存候、以上、

(宝永五年)  
子 壬正月八日

藤井村庄や 市兵衛判

岡野伝八様

宝永四(一七〇七)年十月 宝永大地震により、岸和田城大手門前まで津波が押し寄せた。

二九「かりそめのひとりごと」

和泉史料叢書

宝永四丁亥年十月四日未の刻より半時ばかり地震しぬ、予が祖父をりふし岸の和田にありて、こはけしからぬと思ひければ、急ぎ帰りなと思ふに、池の堤崩れたりとて男女東西にはせまどひ、王子川水かさ増りて渡るべくもなかりければ、村長をたのみ、人足に助けられ辛くして渡り帰りしに、家の壁も崩れたり、急ぎはいるべくもあらざりし、いへおとな中武左衛門、其日の用はてて家に休み寝侍りしが、あはやと思ひて、とる物もとりあへず出侍るに、立てば「ける、又立てば「ける、せむかたなくわらわなんどの走る様にして、やうやう近付しとかや、岸の和田も大手の前まで汐浪あがりたりしかば、つくばひの手水鉢、あるは唐臼の壺などに、かれ・こちなど入つて遊ぎたりしと也、此事はあが父が常の物語なり、岡部家御領破損の分、おほやけに告げ奉られし書付侍り見出しぬれば写しぬ、

宝永四丁亥十月四日未刻地震に付潰破損の覚

一、二千九百四軒 百姓家

此内 三百四十四軒 潰家

二千五百六十軒 破損家

一、池数七十七崩堤切申候

此堤二千五百四十七間

一、七町余田地破損 此高百三十四石余

此内 五町余 汐入田地

二町余 池損に付水押並に崩田地

一、死人 女三人

是は家倒れ候に付き相果申候

右の外怪我人も無し、並牛馬別条無御座候

一、破損寺社五十六 郷中町とも

十二ヶ寺 潰寺

三十四ヶ寺 破損寺

十ヶ所 神社破損

一、百七十一軒 岸和田町人分

此内 七十五軒 潰家

九十六軒 破損家

一、死人 男女二人

一、怪我人 女一人

右之通に御座候、以上

阿閉平治右衛門

堀 左太夫

堺の里にても死人十二人、此内男四人・女八人、怪我人十人、此内男七人・女三人、崩家二百七十七軒、此内北にて二百三十二軒、南にて四十五軒也、  
しかれば此国の分も破損死人よほどの事なりしと見ゆ、ことしまで百十五年になりぬ、

後半部に記載される岸和田藩領内の被害状況書は、畠中村庄屋家に伝わった「要家文書」にほぼ同内容の文書がある（『貝塚市史』第三巻）。

宝永四（一七〇七年）十二月 宝永大地震により、岸和田城の石垣・矢倉・門など三三箇所が破損し、岸和田藩は幕府へ修復を願ひ出た。

三〇（岸和田城絵図写）

永谷家所蔵

和泉国岸和田之城当十月四日甚地震二付破損覚

一、二ノ曲輪寅ノ方石垣、高壹丈・横拾五間崩込、堀埋申候

一、二ノ曲輪巳午ノ間石垣、高壹丈・横拾五間崩込、堀埋申候

一、二ノ曲輪巳午ノ間石垣、高壹丈・横拾五間孕申候

一、二ノ曲輪申ノ方西口門下石垣、高五尺・横三間、上ノ堀三間共崩申候

一、二ノ曲輪巳ノ方石垣、高壹丈・横三間孕申候

一、二ノ曲輪午ノ方堀間崩込、堀埋申候

一、二ノ曲輪辰ノ方石垣、高壹丈・横五間孕申候

- 一、三ノ曲輪戌ノ方石垣、高七尺・横三間崩申候
- 一、三ノ曲輪未ノ方南口外ノ門下石垣、右巻間半・左巻間半孕申候
- 一、三ノ曲輪申酉ノ間石垣、高壹丈・横六間孕申候
- 一、三ノ曲輪酉戌ノ間石垣、高壹丈・横拾三間孕申候
- 一、三ノ曲輪戌亥ノ間石垣、高貳間・横八間孕申候
- 一、三ノ曲輪亥ノ方石垣、高貳間・横七間孕申候
- 一、外曲輪子ノ方石垣、高壹丈壹尺・横三間孕申候
- 一、外曲輪亥ノ方塀折廻シ三十八間崩込、堀埋申候
- 右石垣崩、同孕、堀埋合拾六ヶ所、朱引之通如元以連々致修補、堀浚仕度奉願候、
- 一、殿守四方ノ壁・瓦損申候
- 一、本丸戌ノ方矢倉壹ヶ所崩、続之多門拾五間崩申候
- 一、本丸戌亥ノ間門矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、本丸亥ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、本丸丑ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、本丸巳ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、本丸酉ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、本丸午ノ方多門八間大破仕候
- 一、本丸寅ノ方多門式拾六間大破仕候
- 一、本丸子ノ方多門式拾四間大破仕候
- 一、二ノ曲輪酉ノ方矢倉壹ヶ所大破、続之多門四間大破仕候
- 一、二ノ曲輪子ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、二ノ曲輪未ノ方塀拾五間崩申候
- 一、二ノ曲輪辰ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、二ノ曲輪寅ノ方北中門御矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、二ノ曲輪丑ノ方矢倉壹ヶ所大破、続之多門五間大破仕候
- 一、二ノ曲輪丑ノ方多門拾五間大破仕候
- 一、二ノ曲輪亥ノ方多門拾四間大破仕候
- 一、二ノ曲輪卯ノ方塀折廻シ拾八間崩申候
- 一、三ノ曲輪申ノ方矢倉壹ヶ所大破仕候
- 一、三ノ曲輪寅ノ方塀七間崩申候
- 一、三ノ曲輪卯ノ方塀拾壹間崩申候
- 一、三ノ曲輪辰ノ方塀七間崩申候
- 一、三ノ曲輪巳午ノ間塀式拾四間崩申候
- 一、三ノ曲輪午ノ方塀式拾間崩申候
- 一、三ノ曲輪午ノ方塀式拾間崩申候

- 一、三ノ曲輪午末ノ間塀九間崩申候
- 一、三ノ曲輪未申ノ間塀九間崩申候
- 一、三ノ曲輪丑ノ方坂口門<sup>壹</sup>ヶ所潰申候
- 一、三ノ曲輪未ノ方南口門<sup>壹</sup>ヶ所大破仕候
- 一、外曲輪寅ノ方塀拾<sup>壹</sup>間崩申候

右破損殿守・矢倉・多門・塀門・矢倉門合三拾<sup>壹</sup>ヶ所、朱引之通如元以連々修復仕度奉願候、以上、

宝永四丁亥年十二月十三日 御名御判

明和八（一七七二）年五月〜六月 大日照りで田地植付ができない田地が多く、不作が見込まれた。

三一〔葛城峰宝仙山万覚帳〕

堀田家文書

明和八卯五月、六月長々の大てり、田地植付領分中五月二毛掛らすの田地、村々二四分・三分・七分、壹分是なく村八なし、此年伊勢をかけ参有之、四月・五月中国中伊勢参りわれもくと堺・大坂<sup>江</sup>向、ならこえ、伊賀越、山道はせ越、伊せ<sup>江</sup>くとつつしける、六月二田植候<sup>而</sup>もおかげ年と時節すこけ、田植付候所々御座候得共不作く、

安永八（一七七九）年五月 久米田池三番樋堤が決壊した。

三二〔久米多池三番樋堤破損日記〕

久米田池水利関係史料

覚

一、久米多池水五月朔日夏至九日前<sup>二</sup>而、八、九合計も有之候処、朔日夜七ツ時三番樋堤崩れ、池水ほどばしり出、<sup>壹</sup>丈余り二相成候時、翌日五ツ時、堤より三拾間計向<sup>二</sup>而 水留メ申候切レ口さし渡し拾七間計つるべおとし五間計と相見候、尤樋前四ツ柱立并伏セ樋共流れ申候<sup>而</sup>、合石之下伏セ板相残り申候、是八合石之動かぬやう二ちきりを入れ置候故、残り申候、伏セ樋近辺二流れ留り、殊二堤之底より大なる結殿<sup>(天)</sup>したる楠之株・土代木等流れ、近辺二留り有之候得共、御代官所・御城代御見分無之内八右流出候<sup>二</sup>而、夜分八番を付、差置候事、

一、右切レ口八、樋之尻少シ上より四、五日前より濁り水出候故、人足差出し、彼是相繕ひ置候処、朔日夜五ツ時より出水多ク出候<sup>而</sup>、郷中相登し申候<sup>而</sup>、松木を入れ、畳を入れ、石土俵を入れ相繕ひ申候得共、段々水多く相成り、同夜七ツ時崩れ込申候、但、内之穴八合石之近辺より起り、次第第二十二投込<sup>三</sup>堤之きわ<sup>二</sup>而 切レ込<sup>三</sup>申候事、

三三〔かりそめのひとりごと〕

和泉史料叢書

此池すぎし安永八亥の年の四月末の六日より、第三の樋の傍より濁水湧いつ、こはあやしとて、ひとくつどひつつ浪除をきつき、また水練のものをいれてそのみなもとをさぐらせなど、肺腑を碎きてふさぎぬれど、かなふべくもなし、とかくするうちに、さつき朔日寅ふたつばかりに、堤二百間あまり破缺せり、暴流の進する勢は高山の崩かゝるがごとく、憤波のものに激するこえは雷霆にひとし、横流数村にはびこり、家を倒すこと数十、田を衝こと数<sup>(町カ)</sup>頂なりき、このときやぶれ口

より奔流につれて周り四五丈のくるきものかつかづ躍りいでつ、あはや龍の出現せるよというほどに、ひとくゞ、たれみとむるものもなく、たゞおそれまどひてちりちりに遁逃しぬ、あけて辰ふたつばかり水勢やや減したるに、みれば大木一株の根のわかれしにぞありける、そを取あつめて其まつだきをはかりみるに、おほよそめぐり十八九圍にして、径り三丈余りにもやあらむとおもふ樟の根なりけり、かくときく人はしりつどひ、きりとりつつ、えがたき宝とせしとぞ、

天明二（一七八二）年七月 大雨により春木川等の橋や堤が破損したことを春木村から岸和田藩へ届け出た。

三四（万留帳）天明二年七月条

春木村文書

乍恐御願奉申上候

一、往還筋橋南詰破損

春木川

但、南分普請場所<sup>二</sup>而 御座候得共、当村領故御断申上候、

一、凡八間 「式拾四本御改」 南往還筋 道端崩込<sup>三</sup>

五尺杭三拾式本

一、同八間 「式拾本御改」 同断 右同断

同三拾式本

一、同五間 「十五本御改」 同断 右同断

同式拾本

一、同五間 「十五本御改」 同断 右同断

同式拾本

一、凡八間 「三十本御改」 下川堤 崩込<sup>三</sup>

同四拾本

一、同六間 「式拾本御改」 同所東 右同断

同三拾本

一、凡拾式間 「五十本御改」 長源井川堤 崩込

五尺杭六拾本

一、同五間 「皆御改」 同所東 崩込<sup>三</sup>

六尺杭式拾五本・筋竹三束

一、凡拾式間 「竹三束・杭皆御改」 渡り瀬川堤 崩込<sup>三</sup>

六尺杭六拾本・筋竹五束

一、同五間 「拾五本・竹三束御改」 くほと川堤 崩込

同式拾五本・筋竹三束

一、凡三拾五間 「杭・竹拾束皆御改」 同所 切流

同百三拾本・筋竹拾五束

一、同拾四間 「杭五拾本改」 井の尻川堤 切流

同七拾五本・筋竹七束 「先改二十五本・竹先渡御改<sup>二</sup>而六束」



- 一、凡式間 上川原 崩込
- 六尺杭拾本・箒竹壹束 「両方杭十五本・竹式束」
- 一、同三間 同所 崩込
- 同拾五本・箒竹式束
- 一、六間半 「皆御改」 北すへり川堤 切流
- 五尺杭三拾三本・箒竹式束
- 一、同三間 「九本御改」 同所 崩込
- 同拾五本
- 一、同七間 「式拾本御改」 山の中 崩込
- 同二拾八本
- 一、凡三拾間程之内 「皆御改」 同所 所々崩込
- 四尺杭四拾本
- 一、凡四間 「皆御改」 天の川堤 切流
- 五尺杭式拾本
- 一、同三間 「御改九本」 同所川堤 切流
- 同八拾本
- 一、凡九間 「式拾七本御改」 古湊川堤 崩込
- 五尺杭四拾五本
- 一、凡四間 同所塩堤 切流
- 一、瓦樋長式間半・拾三継・内法五寸八歩 字井の尻 往還筋
- 但、樋筋切流七継破損
- 一、樋長志間半 内法七寸五歩・板厚式寸 「八寸瓦樋御改」 長源井
- 但、樋筋切流二而破損
- 杭木ノ八百四拾五本
- 四尺杭四拾本 御改
- 六尺 式百九拾五本 御改
- 五尺 四百式本 御改
- ノ七百三十七本
- 箒竹ノ三拾八束
- 竹式十七束 御改
- 右八当月廿三日大（洪）供水二而破損仕候二付、乍恐御見分被為 成下候様、奉願上候、已上、
- 天明二壬寅年七月廿五日 春木村庄屋 惣右衛門

同 藤右衛門  
 年寄 助右衛門  
 同 七右衛門  
 同 仁兵衛

水御奉行中様

同 次郎兵衛

右印形有之

天明二（一七八二）年 前代未聞の凶作に春木浦年寄が難渋人へ米などを施した。

三五（万留帳）天明四年三月条

春木村文書

覚

一、天明四甲辰年三月廿一日、久太夫・惣右衛門・藤右衛門、組頭治兵衛御用屋敷へ御召、最初久太夫御召出し、御紋付御上下被成下、御書下ケ左之通、

春木浦年寄

久太夫

去々年寅年前代未聞之凶作<sup>（天明二年）</sup>二而、百姓甚困窮、収納方差支候処、其方義村方融通之介抱等致し遣、暮より春二至八木次第二高直二相成、極難之者共多有之候二付、八木・赤米等過分相施し、猶他之者といへとも難渋人へ八厚介抱致し遣候趣、委敷達 御聴、奇特成事二思召候、依之為御褒美御紋付御上下被成下候事、

辰三月

天明六（一七八六）年秋 大風雨によつて両毛とも格別の凶作であつた。

三六（凶作に付被仰付候書付写）

堀田家文書

天明六丙午年十一月十日被 仰付候書付

当年順氣不宜、其上当秋大風雨<sup>二而</sup>、両毛共格別之凶作二付、当暮収納方一統当惑之旨郷中より内々歎出候之趣無余儀事二候、元来御定免之義八最初より御儀定有之事二候得<sup>者</sup>、豊凶たり共御用捨可被下約議無之義候得八、御領分之義八御譜代同前之百姓共二候得八、御憐厚被成遣度思召故、御定免中二候得共、格別之凶作<sup>二者</sup>、御用捨も被成下、既二去儿寅年<sup>二者</sup>、前代未聞之凶作<sup>二而</sup>一統難渋之趣二相聞候得共、聊不歎出、是等八神妙之事二付、たとへ不歎出共御捨置被成候筋無之二付、御難渋之中より御定免村々御米六千石被成下候事二候、当年迎も御積合さへ出来候得<sup>者</sup>、随分御恵被成遣度思召二候得共、下地御難渋之上、去卯年川々御普請御手伝被為蒙仰、夥敷御物入有之、其外当暮至<sup>而</sup>御差支候<sup>二而</sup>、御越年も難被為成程之義<sup>二而</sup>、何も及当惑罷有候、御領分之義近年來不作勝<sup>二而</sup>難渋之上、当年両毛共不作<sup>二而</sup>、嘸可致難義、此段八察入申事二候得共、前条申聞候通り必至之御差支二付、御積合一向難出来候二付、今日其方共<sup>江</sup>申聞候間、一統 他借を以成共何卒当収納方無滞相勤候様、厚御願被成候、全御定免御儀定之趣意御立被成候<sup>而</sup>、右之通り申聞候義<sup>二而</sup>八無之、至而御差支二付不被得止事申聞候事二候間、此旨郷中一統奉恐察、収納方出清<sup>（精）</sup>致候様願思召二候、以上、

午十一月

天明七（一七八七）年七月 春以来雨天が続き麦作が不熟であつた。

三七（御口達書写）

堀田家文書

御口達書

御領分百姓之義、近年來打続候凶作<sup>二</sup>而致難渋候処、去年諸国共別<sup>而</sup>凶作之上、当春來雨天勝<sup>二</sup>而  
麥種子甚不熟<sup>二</sup>而取実無之段々打続候年柄<sup>二</sup>候故、未々之者共飢<sup>二</sup>および候趣粗達、御聽、御心配  
二被思召上、何卒御介抱被成遣度、依之先達<sup>而</sup>聊成義ながら麥御調被成候<sup>而</sup>、極難渋之者共御救被  
成候事<sup>二</sup>候、尚郷中共和し合、融通介抱を以六月迄取分かつく取凌可申段申出候<sup>二</sup>付、少々<sup>者</sup>御  
安堵被遊候、百姓共互<sup>二</sup>助ケ合、無難<sup>二</sup>取続候段神妙之至被思召上候、併打続候凶年之上、至<sup>而</sup>米  
穀高直之事故七月<sup>二</sup>相成候へ八、百姓分之者共過半及難渋可申段内々先達申出候<sup>二</sup>付、何卒く難  
渋之百姓共かつく取続農業出来候様御介抱可被成遣思召<sup>二</sup>而、其以來右御介抱之一件種々御評儀  
有之事<sup>二</sup>候得共、前以申聞候通り近年來御上向<sup>二</sup>も万端御差支之事<sup>而</sup>已<sup>二</sup>而、思召之程<sup>二</sup>も御恵<sup>三</sup>  
難被成遣候、併百姓御介抱之義八御捨置難被成義<sup>二</sup>付、至<sup>而</sup>御難渋之中より銀主<sup>江</sup>厚御願有之、御  
借り入被成、郷中高持百姓と難渋之者共郷中一統申合融通致合候<sup>而</sup>、今暫之所取続農業出精相励候  
様可仕候、尤此度御貸米被成候義農業飯米之義<sup>二</sup>候得<sup>者</sup>、米<sup>二</sup>而御渡し可被成<sup>二</sup>候、一統聞及候通り  
御米殊外払底<sup>二</sup>付、御銀<sup>二</sup>而百五十貫目拜借被仰付候、猶又米穀次第<sup>二</sup>下直<sup>二</sup>も相成様子相聞、且  
又此節銘々食物之義氣を付、少々成共候約いたし喰延シ候様兼<sup>而</sup>被仰付候<sup>二</sup>付、銘々給物調方<sup>二</sup>者  
勝手・不勝手之義も可有之、勿論米相調候<sup>而</sup>勝手相成もの<sup>者</sup>、麥其外直段安<sup>キ</sup>雜穀物之類相調候<sup>而</sup>、  
勝手<sup>二</sup>相成可申義も可有之哉と旁以御勘弁之上御銀<sup>二</sup>而拜借被仰付候、尤返上之義<sup>者</sup>、來<sup>ル</sup>申五六月  
迄<sup>二</sup>被仰付候間、右拜借米代を以無滞返上可仕候、厚致恐察勘弁を以融通助ケ合候<sup>而</sup>、新穀出来立  
候迄取続農業相励出精可仕事、

天明七年未七月

寛政三(一七九二)年八月 大風で葛城山八大竜王の拜殿が大破し、玉垣・石灯籠が倒れた。

三八〔葛城峰宝仙山万覚帳〕

堀田家文書

乍恐願書

一、葛城山拜殿去<sup>ル</sup>亥八月大風<sup>二</sup>而大破仕候<sup>二</sup>付、下地之通建直し致度段、当春御願奉申上候<sup>二</sup>候、  
願之通り御聞届ケ被為成下難有奉存候、右普請<sup>二</sup>取懸<sup>リ</sup>候<sup>二</sup>候、積より八銀高相重<sup>三</sup>難渋之氏子共  
二御座候得八甚当惑仕候、依之恐多奉存候へ共、先年之通御寄付被為成下候様奉願上候、御慈悲  
を以右願之通り被為仰付被下候<sup>八</sup>、氏子共一統難有可奉存候、以上、

寛政四<sup>子</sup>壬年六月廿六日

塔原村庄屋 庄左衛門

相川村庄屋 又治郎

蕎原村庄屋 庄兵衛

河合村庄屋 常八

木積村庄屋 勘兵衛

福岡佐兵衛様

堀 佐太夫様

御寄付先年之通銀式枚頂戴

子七月廿八日福岡佐兵衛様<sup>江</sup>御召惣代、塔原村庄左衛門・河合村常八参申、

寛政三亥八月廿日晚、大風<sup>二</sup>而葛城山八大竜王玉垣・石灯笼ふきたをれ、右破損御地頭様<sup>江</sup>御届ケ塔原村より申上ル、

寛政六(一七九四)年 早魃により藩主は五ヶ庄に雨乞いを命じたが、稲方は大凶作となった。

三九(葛城峰宝仙山万覚帳)

堀田家文書

寛政六寅年旱二付、六月十二日より五ヶ庄雨乞、同十五日より御殿様より雨乞被仰付候、御老中様方折々御代参不残、御郡代・御代官中様・御地方・御山方・御水方・郷御手代・御渡り様方不残御参詣被成候、八月十一日より雨乞干手院<sup>江</sup>被仰付候、同十八日迄御詰有之候、雨乞初日より七十八日いたし申候、其間本たんのをと申儀無之稲方大無作、

寛政十一(一七九九)年 早魃により稲方は凶作であった。

四〇(「早に付御口達書」)

堀田家文書

(表紙)

乙 寛政拾壹歳
早二付御口達書
未 十二月十一日書 塔原村

一、御領分村々之儀、近年作方不熟、其上奉公人高給、肥手高直二付、致難儀、別<sup>而</sup>去ル寅年より早損打続弥増之困窮二候処、又々当年六月上旬より早魃分<sup>而</sup>近廻り、近木之庄辺より浜辺八少々之潤雨も不降、依之稲方凶作之由、損毛甲乙も有之候得共、跡繰難儀之百姓共故、御定免中二候得共、御憐愍被成下度歎書一統より差出シ候二付、御評儀被為成候処、嗚百姓共当惑可仕と不便之事二候、

一、思召候、殊二一統心得宜、去午之歳より暫之御定免相願、最早順気も宜ク豊作二押移リ可申哉  
二上二も御

一、思召候、併村々役人共兼々心得能池普請等出精いたし、泰<sup>(巻)</sup>水之掛引厚致世話為相励候故、格別之損毛無之村方も有之、甲乙有之旨全ク役人共取計宜百姓共出精故神妙、

一、思召候、猶又早損強村々<sup>(巻)</sup>泰水引方勤弁厚ク致出精候段宜敷二相聞奇特二思召候、併元来水薄干場所八不及是非二候、百姓末々迄も昼夜骨折候段太儀成事二候、下地難渋之上、失墜相懸当惑之由無抛事二候、右等之御憐察被成、御定免中二八候得共、何卒御救被成遣し度色々厚御評儀有之候得共、兼々及承可申御内証歳来之御難渋追詰<sup>二</sup>而夥敷御借財嵩二諸手御借塞キ、一向訳而申聞かたき程之儀二候、然し共一統従古来之御旧恩<sup>(忘)</sup>亡却不仕、且又御時節を存穩二申出歎二候得八、猶更御儀理被立度種々御他借等御願込、此残所候得共于今難調候<sup>而</sup>御心配<sup>而</sup>已事二候、右之通未御手当無之候得共、厚キ思召を以早損強キ村方へ御米三千石被成下候、当年柄相心之村方<sup>二</sup>而秀候稲方二候得共、一統<sup>江</sup>も御恵被成下度思召候得共、前段之通<sup>二</sup>而一向御行届難被成、木綿方不熟之村方多分有之由相聞候得共、是以同様<sup>二</sup>而此所八御時節恐察仕候<sup>而</sup>未々

迄納渡仕候様可申聞候、此度去年御定免願出候二付、御恵米三千石被成下候内、式千石地方役所預り有之候、右之内千石繰戻し其上地方役役前より口入を以米五百石致他借可遣候間、合千五百石郷中一統江割渡可申候、且損毛強キ村方右三千石被成下候中々引足申聞敷候得共、吳々御必至之中より被成遣候事二候得者、格別之御義と心得候様と存候、此上郷中一統相互二凌合、当納相励、無滞皆済仕候様役人共厚ク可致勤弁候、近年之不仕合二逢候百姓共途方二暮可申候得共、往々此分二而も有之間敷、互二精氣ヲ付助合、農業相励致相続候様可仕候、別而役人共八致介抱遣し精々為相励候様心を尽し収納方も不滞様可致出精候、

右之趣末々迄不洩様篤と可申聞事、  
未十二月 日

文化元(一八〇四)年九月 阿間河滝村が早損と虫害の被害状況を郷会所へ届け出た。

四一「早損稲方虫付届帳」

奥家文書

(表紙)

文化元甲子年九月 早損稲方虫付二付会所江上帳 控 阿間河滝村
--------------------------------------

但し、壹反二付式百五拾歩

一、拾貳町三反八畝拾三步

今高百八拾六石六斗九升壹合

内

七石九斗三升三合 寛九申西川成御引高  
残而百七拾八石七斗五升八合

此御物成八ツ式分六厘

内

一、壹町貳反三畝拾歩 木綿方

今高拾九石壹斗貳升七合九勺

一、八反壹畝拾七歩 居屋敷

今高拾三石八斗三升八合

一、五町壹反三畝 中田方

今高七拾壹石九斗六合

此毛壹坪二付三合五勺なれ

一、三町五反五畝八歩 晚稻方

今高五拾七石四斗四升八勺

此毛壹坪二付三合八勺なれ

一、壹町六反六畝三步 上畑分  
今高拾六石四斗四升五合式勺

此毛皆無

文化元<sup>甲</sup>子<sup>子</sup>年九月

御国御老分 御庄屋中様

阿間河滝村 役人共

全ク五拾五石六斗六升 不足

(貼付紙)

一 覚 阿間河滝村

八丁六反六畝八歩 稲方

高百式十九石三斗四升六合八勺

米百六石八斗四升五勺 本役米

内

六拾石六斗式升五合六勺 反二七斗毛なれ

残<sup>而</sup>四拾六石式斗壹升四合九勺

谷中不足米

合式百八拾七石四斗式升九合四勺

子十一月

文政三(一八二〇)年五月 大雨により春木川にかかる橋が流れ落ちるなどの被害があった。

四二(諸願書留日記) 文政三年五月条

春木村文書

覚

一、五月十四日より大雨<sup>二</sup>而<sup>二</sup>日々相降続、田地所々荒候ゆへ、同月廿日先格之通帳面相調へ、廿日

二上り候、右之帳面源左衛門方<sup>二</sup>留有之、

荒場左之通

河原・井ノ尻・橋詰

水底<sup>二</sup>相成候分

山中・濱田

春木川橋流落

文政六(一八一三)年六月 旱魃により兵主神社で雨乞を行った。

四三(諸願書留日記) 文政六年六月条

春木村文書

(文政六年) 同年六月十日より西之内村大宮<sup>二</sup>おゐて郷中雨乞いたし候<sup>而</sup>、同十九日より廿日迄大雨有之候

二付、廿五日郷中雨礼踊献候<sup>覚</sup>、但し鬮取<sup>二</sup>而<sup>二</sup>如此踊之義八道歌并外<sup>二</sup>番、<sup>三</sup>番、

廿五日 六ツ時 西之内村 六ツ半 百灯 尾生村 五ツ時 額原村 五ツ半 藤井村 四ツ時

下松村 四ツ半 加守村 九ツ時 包近村 九ツ半 上松村 八ツ時 春木村 八ツ半 百灯 沼

村 七ツ時 野村 七ツ半 百灯別所村

尤、庄屋・年寄村掛り二而拜殿へ相詰候事、

但し、旱魃之日数、四月八日二大雨、其より六月十九日二いたる凡七拾日之日照り、尤、右日数之内、両三度も夕立(夕立)候、有之候得共、垣外水并并畑作一度水位之事、

但し、踊氏神三番、帰り西福寺、藤右衛門、源左衛門、治大夫二而稽古中之礼として笠やふり、

文政十(一八二七)年十一月 落雷で岸和田城天守閣が焼失した。

#### 四四〔御天守類焼一件〕

宮内家文書

(文政十年)  
十一月廿日

一、曉七ツ時雷鳴有之、其内一ツ至而強ク響キ渡リ落候様子也、然レ共何方へ隕事不知、相続テ霰降候也、暫有て火事之由二見候処、御本丸御天守之様子二付、相驚早速火事装束二而御城へ罷出る、

御宮近ク之不明御門より入候処、最早御天守下より二重目へも火打廻り候様子二而、炎八窓々より

出(但し戸八前二燒落候哉、窓毎明も有之候様子也)

、黒き煙二面に揚り候也、火ノ光四方を照し昼の如シ、麗光院宅之門前、御堀際もあつき程也、火之勢驚驚き候哉、火に向ひ群飛を見る、直に御城へ出る、御用席之御レリ有之

候二付、御年寄衆八直二御本丸へ御越と相見候、御書院を見廻り候処、御間中無別条其節濱田八郎

右衛門も出被居候、夫より御本丸へ出候処、与左衛門殿(中)・七郎兵衛殿御出有之候、指図も有之候様

子なり、人足も少々駈付、御武器を御広間・御書院へ追々運ヒ候也、御天守下より御間も火移り候

様子也、最初雷之隕子候八三重目位二而可有之と人々申候也、付ケ御天守(是八常二八下の御間へ取次所)に有之御鉄炮・

鎖之御船幕八出シ候也、夫より口ノ取来石火矢(入子筒也、仏狼機トモ)有之、夫を世話やき出させ候、北ノ御櫓危

ク見候二付、御多門江人足揚り候様及指図、南之方之御多門少々絶切、尤下二入り有之候御武器・

御道具八追々取片付候也、右之場所荒物方ノ御品有之、夫より御城御用席へ罷出、御年寄中御揃(同役も、御出)

江戸へ之言上町飛脚(五日只、日應切)、御手前(六日、早打平士之内可遣御取調有之候、)火不相鎮東之方御多門へ

火移り候段、御目付被申候二付、御年寄中と御一緒二御本丸御堀外を相廻、東之御多門より巽之方

御櫓(是ヲ駿馬御矢倉トモ)へ火の移様子二、大工其外人足共殊之外相働、右御櫓際二而引崩シ火を絶切候也、右

二付御櫓無御別条、北東之角之御矢倉も相残候也、南之方之御多門八至而近ク猛火少々移り損し候

也、辰刻過火相鎮、但し初之内(風力)火無之二付類焼も無之、卯時半頃より東北之風少し吹、新屋敷

地蔵之辺に火之粉大分参危ク候由、水之手八極楽橋ノ北より明鏡、御本丸之東水門より続々と運ヒ、

御本丸之水も相減候也、

火事少前二霰降潤有之、類焼無之と人々申候也、

天保九(一八三八)年五月 大雨により春木村の田などに被害があつた。

#### 四五〔願書録〕 天保九年五月条

春木村文書

乍恐願書

字八反田大道

一、切所 長廿五間・馬踏式間半・深サ八尺五寸

杭木七拾本被成下・箒竹三拾束同・人夫百五拾人

八反田

一、中田式畝式歩 皆土砂入 二ヶ年引 人夫 角平持

此今高四斗六升七合三勺

同上

一、下田廿二歩 地表流シ 同 同人

此今高壹斗壹升七合四勺

同所

一、下田式反三畝拾八歩 二ヶ年引 西福寺

此今高四石壹斗九勺

此内土砂入 東西五間半  
南北十七間

同

一、下田七畝廿八歩 二ヶ年引 彦太夫

此今高壹石式斗六升六合八勺

此内土砂入 東西九間  
南北四間半

濱田

一、下々田壹反廿七歩 庄右衛門

此今高壹石四斗七升式合三勺

此内土砂入 東西五間半  
南北十一間

同断南堤

一、切所 長式間式尺・馬踏七尺・深三尺五寸 同

同断北堤

一、切所 長三間・馬踏壹間半・深五尺五寸 同

春木川より北磯上領境迄

一、往還筋両側崩込ニ

杭木百本 八拾刃・箒竹廿五束 箒廿束被成下

右者 昨廿日大雨ニ而 水押し相成、書面之通普請所奉書上候、尤切所之義往来御用荷物往通出来兼ね候  
二付、何卒早々御見分被為 成下候様奉願上候、以上、

天保九 戌 年五月廿一日

池川御奉行中様

廿三日御見分 宮田茂左衛門様・堀江忠右衛門様・小山官太夫様・田中庄助様

天保十三(一八四二)年五月 大雨によりとんぼ池の堤が決壊した。

四六〔願書録〕 天保十二年五月条

春木村文書

一、当月十八日大雨二付、田治米村とんぼ池堤切流、尾生村ヲ始、当村どんと川下孫右衛門田  
甚六持ヲ始として、井ノ尻三味橋迄土砂 入願上候処、同廿一日下御見分として、



御地方 井村喜兵衛様 前役堀川甚蔵様・田中庄助様  
但し、早々普請二取かゝり植付いたし候様被仰聞候、右村方八当時築山様御代官所二付、池郷中  
組合<sup>二而</sup>加勢頼来ル、奥書事細々記入、

弘化三(一八四六)年七月 暴風のため牛頭天王社境内の松木が折れるなどの被害が出た。

四七〔願書録〕弘化三年七月条

春木村文書

一、式百五日 七月七日

(弘化三年)

右七日朝より東風列敷、少々雨添、夕方南風二相成、牛頭天皇社<sup>(主)</sup>与拜殿之間卯辰之方二有之候古  
松木、長拾弍間計根起七尺廻り吉本、根<sup>二而</sup>式間計朽入故吹折レ候、并八幡社花表前式夕股之枯枝  
吹折レ、花表二碍リ候得共無難之事、綿方八起ス、田方も少々当ル、  
付、礪上村氏神当春迄二再建出来立之処、右風<sup>二而</sup>大木吹折、社<sup>并</sup>拜殿皆潰レ二相成候事、  
牛頭天王社は現弥栄神社。八幡社は明治四十年に弥栄神社に合祀された。

嘉永四(一八五二)年三月 前年の稲・木綿の不作により、稲葉村百姓七二名が籾を拝借した。

四八〔夫食拝借御請証文〕

林家文書

(表紙)

夫食拝借御請証文	控帳
泉州南郡	稲葉村

差上申拝借証文之事

一、初式拾壹石

夫食拝借

但、当亥より卯迄五ヶ年御貸居、辰より申迄五ヶ年賦初四石式斗宛返納詰戻仕候積

右八去戌年稲・木綿存外之違作二付、夫食拝借奉願上候処、御伺之上、前書之通拝借被 仰付、  
則初御渡被 成下、奉請取候、返納之儀八、書面割合之通相心得、其年々社倉江可詰戻旨被 仰  
渡、一同難有承知奉畏候、依之小前連印拝借証文差上申所如件、

嘉永四年 亥三月

弁治

(他七一名略)

嘉永五(一八五二)年十月 塔原村など山手十ヶ村より、旱魃による凶作のため年貢等の減免を岸和  
田藩へ嘆願した。

四九〔旱魃に付山手十ヶ村歎書写〕

堀田家文書

(端裏書)

「嘉永五子年十月 旱魃二付山手十ヶ村より嘆書之写」

乍恐御歎奉申上候

一、当年植付之以前より長々旱魃<sup>二</sup>而、全躰山分<sup>者</sup>池数も無数、養水手薄御座候<sup>二</sup>付、谷々より出水ヲ以相育米申候、然ル処、当年<sup>者</sup>格別之日照<sup>二</sup>而、池水仕舞候、山谷々より出水少く、谷々田地向むせ込、生立<sup>茂</sup>不<sup>宜</sup>、其上七月廿一日已来度々大風有之、山より吹下し戻風等<sup>二</sup>而、稲作吹乱し、殊之外痛<sup>三</sup>強罷在候、然ルニ取入<sup>二</sup>相掛り候処、見掛ケより<sup>者</sup>尚又取実薄く、中<sup>二</sup>者穂出兼、或者式歩・三步斗り之も多御座候<sup>二</sup>付、取入平均存外之凶作<sup>二</sup>而、村々百性共、当御收納之程無覚束旨役前へ縋出、実二六ヶ敷年柄<sup>二</sup>御座候<sup>二</sup>付、御定免中奉恐入候得共、不得止事、乍恐御歎奉申上候、何卒 御上様格別之御憐愍之程、山分村々之義者御手厚御恵被為 仰下候八、広太之御慈悲難有仕合奉存候、以上、

嘉永子壬午十月

木積村庄屋 勘兵衛  
塔原村庄屋 庄左衛門  
蕎原村庄屋格 彦市  
相川村庄屋格 孫作  
大川村年寄 若介  
柜谷村年寄 源兵衛  
馬場村年寄 茂三治  
河合村年寄 吉右衛門  
白原村年寄 七右衛門  
神於寺組頭 九郎左衛門

御代官中様

地方御奉行中様

嘉永六（一八五三）年 旱魃により五穀が不作となった。

五〇〔葛城宝仙山之事〕

堀田家文書

一、嘉永六五年四月頃より段々旱魃<sup>二</sup>付、五月中旬ニ至植付<sup>二</sup>相掛り申候得共、養水池水等余程相仕舞、甚以田地末々迄植付難出来候<sup>二</sup>付、五月十四・十五・十六日右三日之間当村中葛城山へ日參致し候、則十五日七ツ時頃<sup>二</sup>大湯立被成下候<sup>（ツツ）</sup>、十六日<sup>二</sup>湯立被成下候<sup>二</sup>付、十七日<sup>二</sup>田地不残植付相濟申候、十八日大雨降り、夫より段々てり上り、六月中旬ニ至り候而も少し之湯立も無之、五穀相続甚六ツヶ敷次第候、

嘉永七（一八五四）年閏七月 大雨により阿間河滝村の田などに被害が出た。

五一〔諸願書日記〕嘉永七年閏七月条

奥家文書

乍恐願書

伊勢講田土砂入

一、長四間・横式間・深五間

善右衛門持

同所溝手

一、長四間・高さ式間・厚五合

村持

右之通、当寅閏七月大雨二付、破損仕候間、乍恐御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難有仕合奉存候、以上、

(嘉永七年)  
寅 八月

阿間河滝村庄屋 太郎兵衛

年寄 幸助

同 四郎左衛門

御地方 御奉行中様

安政元(一八五二年)十一月 大地震により西福寺本堂の柱などが破損した。また藩の命により五ヶ荘は葛城山八大竜王に雨乞と地震の祈禱を行った。

五二(願書録) 安政二年五月条

原家文書

乍恐願書

一、当寺本堂梁間三間・桁行七間、四方二忝間半宛之庇、同東之方二忝間半二忝間半之沓脱、同西之方二梁間三間・桁行四間半之角屋、同三方忝間半宛之庇、屋根瓦葺二而御座候処、去寅十一月四日大地震二而良之方角柱、巽之方角柱大破損仕候二付、今般如元柱取替、其外朽損し候柱根継仕度、同良之方二而庇折廻し四間余之間屋根地及大破落込候二付、是亦如元損し取替葺直申度、其余損しヶ所々如元取繕建修覆仕度奉存候、且又庫裏へ之伝イ梁間忝間・桁行忝間半、屋根瓦葺二而御座候処、屋根地及大破落込候二付、是又如元損し取替葺直申度、此段奉願上候、尤入用銀之儀者兼而拙僧貯置候銀子ヲ以仕候間、村方并旦中之失墜二相成不申候間、右願之通被 仰付被成下候八、難有可奉存候、以上、

安政二卯年五月

春木村西福寺 旭誉印

佐々木惣左衛門殿

齋藤 貢殿

右当村西福寺御願被申上候通相違無御座候二付、乍恐取次奉差上候、願之通被仰付被成下候八、難有可奉存候、以上、

卯 五月十七日

庄屋

年寄

宗旨 御奉行中様

御代官中様

御目付中様

此間御地方より村方旦中差支二不相成哉、調書被仰付候、七月十日西福寺役人差添、願之通御聞済被成下候、

五三(葛城宝仙山之事)

堀田家文書

一、同年十一月四日五日両日八殊之外大地震、少々ツ、震数多有之數不知候、五日夜五ツ時頃二大

地震并大津浪二而、海岸之村々大こんさつ、所々国々在々二家倒レ又八人并牛馬等二至迄損之有事  
限なし、右二付同月六日より七日之間葛城山二において雨乞并二地震之祈祷致し候様被仰付候、七日  
二八諸道具相登し例之通役人・神主昼夜相籠り祈念仕候、早々御祈水も被成下、地震も次第二相納  
り申候、十二日二者山引ケ二相成り申候、十三日二諸道具下り申候、

安政二(一八五三)年八月 大風雨により春木村・阿間河滝村の百姓家などに被害が出た。

原家文書

五四〔願書録〕安政二年八月条

(安政二年八月)

一、同月廿日大風雨、昼迄東風、夕方西風二相成、

潰家式軒奥左衛門  
若月や 但、古痛家

納家 四軒

当浜鰯煮納家 八軒

但、田地八早稻上出来、晚稻出来能候分倒レ申候、綿方八歩方取入相濟候方二候、  
但、鰯煮納家下地通建直し願上ル、

五五〔諸願書日記〕安政二年八月条

奥家文書

乍恐御届ケ奉申上候

字

一、松木 式本 但し四尺廻り

太郎兵衛持

一、梁間壹間半・桁行式間 藁葺之家

権助

右者一昨廿日之大風二て、松木者根置、家者傾倒申候二付、乍恐此段御届ケ奉申上候、尤怪我人・  
牛馬損シ不申候、以上、

卯 八月廿二日

村役人共

御地方

御奉行中

五六〔諸願書日記〕安政三年四月条

奥家文書

乍恐願書

一、諸井関 長九間・巾巻間・高廿三間 惣石関

村

字川久保

一、井関 長拾間

土居木関

仲間持

右之通、井関去ル卯八月廿日大雨之節破損仕候二付、此度右之通普請仕度奉存候二付、乍恐此段御  
願奉申上候、何卒御見分之上右願之通り御聞濟被為 成下候八、難有奉存候、以上、

辰ノ四月

村庄屋・年寄 名印

御奉行中様

安政四（一八五七）年七月 大風による高波で春木村の田畑に汐入りの被害があった。  
五七〔願書録〕安政四年八月条

原家文書

覚

先月廿九日夜大風二付、其御領内寺社破損所并村々大樹倒・人命損し有無取調之上可申出旨、被仰出候間、此段御達申上候、以上、

（安政四年）  
八月十一日

岸屋直三郎

右之通郷会所より触来ル

覚

一、先月廿九日夜大風雨二付、 堺御番所様より御尋御座候村方之義、高浪二而田畑汐入少々御座候へとも、外二御尋之荒所等無之候二付、此段御断奉申上候、以上、

巳八月廿日

春木村役人

郷会所 江

元治元（一八六四）年五月、六月 大雨により阿間河滝村の川堤などが破損した。

五八〔諸願書日記〕元治元年五月、六月条

奥家文書

乍恐願書

字中嶋川堤

一、長六間・巾七間・高さ七間三合

阿間河滝村 三人

同

一、長九間・巾三間・高さ七間三合

同村 同

同

一、長四間半・巾七間・高さ七間三合

同村 同

同岩原川堤

一、長式拾貳間・巾七間・高さ七間三合

同村 式人

同溝手切付

一、長三拾八間・巾五合・深貳合

真上 彦左衛門

阿間河滝村 三人

同久保堤

一、長拾三間・巾七間半・高さ七間三合

同 衛門太郎・又兵衛

阿瀬違新田破損

一、長拾三間・巾四間

同 同人

右之通大雨二而破損いたし候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難有奉存候、以上、

（元治元年）  
子五月

阿間河滝村庄屋 奥太郎兵衛

御地方 御奉行中様

年寄 喜三兵衛  
同 四郎兵衛

乍恐願書

字中嶋関

一、中蛇籠 九本

流木村 五郎兵衛

土俵 百

阿間河滝村 六人

六尺杭 六拾本

同かり関

一、五間大蛇籠 六本

土俵 七十

同

六尺杭 五十本

岩原関

一、五間大蛇籠 六本

土俵 三十

真上 彦左衛門  
阿間河滝村 三人

五尺杭 式十五本

同かり関

一、五間蛇籠 拾式本

土俵 三十

同人

六尺杭木 三拾五本

字とつび

一、箒竹 三拾束

阿間河滝村 喜三兵衛

六尺杭 三拾五本

同所溝手下

一、同 三拾束

同 恒右衛門・又右衛門

七尺杭 式拾五本

右之通此度大雨ニテ破損いたし候二付、普請仕度奉存候、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上右御聞濟被為 成下候ハ、難有奉存候、以上、

子五月

阿間河滝村庄屋 奥太郎兵衛

年寄 喜三兵衛

同 四郎兵衛

池川 御奉行中様

(中略)

乍恐願書

字川久保

一、長拾七間・巾三間半・四間半・平均三間

与二右衛門持

田地川欠

右築立

一、長拾七間・巾三間・高さ老間

同人

右之通大雨ニテ田地川欠ニ相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難有奉  
存候、以上、

子六月

庄屋・年寄 名印

御地方御奉行中様

乍恐願書

字川久保關

一、蛇籠 拾五本

杭木 五十本

仲間

土俵 三十

右之井關大雨ニ而破損いたし候二付、普請仕度奉存候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上  
右御聞濟被為成下候八、難有奉存候、以上、

子六月

庄屋・年寄 名印

池川御奉行中様

元治元（一八六四）年七月 旱魃のため、阿間河滝・土生滝村は雨降明神に雨乞いをした。

五九「諸願書日記」元治元年七月条

奥家文書

乍恐御届奉申上候

一、当年長々旱魃ニ而最早養水無御座候二付、両滝村立合氏神土生滝村雨降明神へ先日より両村申合、  
日夜参詣仕雨乞仕候得共、潤雨無御座候二付、今日より潤雨御座候迄両村共右明神へ参籠いたし、  
雨乞願念仕度奉存候二付、乍恐此段御届奉申上候、以上、

（元治元年七月）

両滝村役人共

役代組頭 長三郎

御代官中様

御奉行中様

御奉行中様 〳四本

御目付中様

尤当年八御出張二付、御上御心配折柄故、なり物八御聞届無御座候事、

元治元（一八六四）年八月 旱魃のため春木村は氏神で雨乞いを行い、降雨があった。

六〇（「万留帳」元治元年八月条

原家文書

乍恐御断奉申上候

一、先達而長々照続二付、御田地及湯水候二付御届奉申上、村方氏神<sup>二</sup>而雨乞仕居候処、潤雨有之、今日より相止申度候二付、此段奉申上候事、

（元治元年）  
子八月十八日

春木村 役人共

御代官中様

御地方 御奉行中様

宗旨 御奉行中様

御目付中様

治郎兵衛ヲ以

元治元（一八六四）年九月 旱魃に次いで八月の大風雨のため稻方・綿方とも大凶作となった。

六一（「諸願書日記」元治元年九月条

奥家文書

乍恐御歎奉申上候

一、当年種付前後雨多、池之養水十合致し、其後照続候二付、豊年柄<sup>与</sup>見込何れも相励、格段高直之肥手十分二仕込候処、六十余日も照続、池々不残干池二相成候二付、井戸渕等掻水所色々強情二仕居候得共、長々潤雨無御座候二付、井戸水も涌不申、難行届端々焼痛候二付、御届奉申上候<sup>而</sup>村々於氏神雨乞礼願いたし候処、八月八日大風雨<sup>二而</sup>吹荒し、御田地一躰誠二見苦敷相成申候、則稻方之儀式歩毛より三步迄分多、五歩以上之毛上少ク、尚又綿方之義式歩毛之場所多、上歩<sup>二而</sup>三步毛迄二御座候、諸色案外之高直、旁以迎も御皆済難相勤旨、村々役前へ段々歎出候得共、御定免中<sup>与</sup>申、近頃御上様二も格段御物入統之中へ御歎奉申上候儀奉恐入候二付、様々差押し御座候処、取入二相掛り是迄之凶作年<sup>与</sup>違、諸色高直故多分之失遂出入御座候処、長々照続之障二候哉、虫付之分も夥敷、其上風当り等<sup>二而</sup>格外之凶作故、何ヲ以御皆済<sup>（可力）</sup>申上手都合難出来旨申之、連々歎出、実ニ於私共も心配仕居、難黙止奉存候二付、乍恐此段御歎奉申上候、何卒 御上様格別之御憐愍ヲ以厚御仁恵之御沙汰被為 成下候八、広大之御仁恵一同重々難有仕合ニ可奉存候、以上、

元治元年九月

阿間河谷村々 庄屋・年寄共

御国御老分中様

元治元（一八六四）年十一月 大雨により春木村の田畑等に被害があり、阿間河滝村では高橋が落ちるなどの被害があった。

六二（「万留帳」元治元年十一月条

原家文書

乍恐御願奉申上候

字住還筋八幡下大道

一、長六間・巾五尺

深床堀五尺

字八反田

一、凡六畝計

土砂入

七八寸

八郎右衛門作



同  
一、凡六畝計 土砂入 壹尺 清蔵作

同  
一、同三畝計 同 五寸 彦太夫作

字北葭原畑堤  
一、長廿五間・巾壹間半 深床堀五尺

同所  
一、凡壹畝計 土砂入 七郎右衛門作

同  
一、凡壹畝半 床堀 右衛門作

同  
一、凡四畝計 土砂入 五寸 源右衛門作

同  
一、凡五畝計 同 七寸 七蔵作

同  
一、凡七畝計 同 五寸 善左衛門作

同  
一、右同断 同 同 仁左衛門作

同  
一、右同断 同 同 六左衛門作

字葭原汐除堤  
一、長六間・巾五間 深床堀六尺

右者一昨十九日大雨二付、水押切所荒場二相成候間、乍恐御見分之上御普請被 仰付候様、御願奉  
申上候、御聞濟被為 成下、難有仕合可奉存候、以上、

(元治元年)  
子十一月廿一日

村庄屋・年寄

御地方 御奉行中様

六三〔諸願書日記〕元治元年十一月条

奥家文書

一、十一月十九日朝より大雨にて古今まれ成大洪水也、  
乍恐御届奉申上候

一、昨十九日大雨にて当村高橋西詰石垣崩、橋落し申処、喜三治屋しき川欠二相成、其余佐右衛門田地字川原・吉兵衛田地・土生滝村久兵衛田地土砂入大流し、其余所破損土砂入等多御座候得共、取調子之上御願奉申上候、右御届ヶ奉申上候、

(元治元年)  
子十一月廿日

阿間河滝村 役人共

御地方御奉行中様

右出勤太郎兵衛御役所様へ御呼出し之上、阿瀬違新田荒之義御尋二付、字高 不残新田・古田  
共相流し申候事申上候、

十一月廿二日下見分いたし、左之通願書指上申候、

乍恐願書

高三斗壹升五合

一、字とつび新田七拾八坪七合五勺・長式拾貳間半・巾三間半 阿間河瀧村 作右衛門

高四升三合七勺

一、同所新田九坪七合五勺・長六間半・巾壹間半 同常右衛門

高八斗貳升三合六勺

一、字川久保下式百四拾三坪・長式拾貳間・巾六間半 同 与三右衛門

高壹升三合七勺

一、長六間・巾五合 字河原本畑三坪 同喜三治

右之通当月十九日大雨洪水之砌川欠二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上御引米  
被為 成下候八、難有奉存候、以上、

子十一月

阿間河瀧村庄屋 奥太郎兵衛

庄屋格 喜三兵衛

年寄 四郎兵衛

御奉行中様

乍恐願書

字登池堤崩

一、長六間・法五間・巾三間半 久太夫・九左衛門

にし山池

一、長四間・法壹間半・巾壹間半 与三兵衛

右之池当月十九日大雨之節破損仕候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難  
有奉存候、以上、

子十一月

庄屋・年寄共

御奉行中様

乍恐願書

字東谷道崩

一、長拾間半・法三間・巾貳間 村

井桁崩込

一、長四間・巾壹間半・厚壹間 同

同築立  
一、長八間半・巾巻間・法式間  
同

井口土砂込  
一、長八間・巾巻間・厚五合  
同

高橋西詰  
一、石垣長三間半・高さ弐間半  
同

同  
一、同長五間・高さ弐間半  
同

同  
一、同長弐間半・高さ弐間半  
同

東詰  
一、石垣長巻間・巾巻間  
同

西詰土砂込  
一、長弐間・巾弐間・深さ弐間  
同

字川原田  
一、四畝七歩  
左右衛門

字口  
一、巻畝拾五歩  
吉右衛門

同  
一、五畝  
彦太郎

同  
一、三畝  
助右衛門

川久保  
一、巻反巻畝  
土生滝村  
久兵衛

同  
一、九畝  
村  
吉兵衛

同  
一、七畝  
土生滝  
九左衛門

同  
一、八畝  
吉兵衛

同  
一、巻反  
同人

同  
一、長五間・巾三間・厚弐合  
米助

	字ふかだ溝	
一、長五間・法式間・巾七合		村
同		
一、長三間・高さ式間・巾七合		同
しまだ土砂入		彦太郎
あし山同断		
一、長九間・巾六間・厚式合		九左衛門
池の内		
一、長拾間・巾三間半・厚式合		藤右衛門
にし山溝		
一、長五間・法六間・巾七合		仲間
かし山		
一、長拾間・法三間・巾七合		与兵衛
惣松土砂入		
一、長四間・巾四間・厚七合		四郎兵衛
にし山同断		
一、長四間・巾式間半・厚三合		与兵衛
惣松		
一、長四間・法七間半・巾七合		又右衛門
同		
一、長六間半・巾式間・厚式合		与右衛門
寺田		
一、長拾間・法式間半・巾七合		西右衛門
同土砂入		
一、長四間半・巾式間・厚五合		同人
小池		
一、長三間・巾式間・厚五合		長三郎
同		
一、長四間・法七間半		宇右衛門
ほこの池		
一、長八間・巾式間・厚式合		佐右衛門
ほの池道崩		
一、長式拾三間・法七間七合・巾五合		佐右衛門
千石堀崩		
一、長九間半・巾式間半・法式間六合		又右衛門

たうび

一、長三間・法巻間半・巾六合 又兵衛

同道

一、長四間半・法り式間半・巾六合 村

同横手

一、長六間・法式間半・巾巻間 又兵衛

同土砂入

一、長四間・巾式間・厚七合 奥太郎兵衛

右之通当月十九日大雨之節夫々破損土砂入等二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為成下候八、難有奉存候、以上、

(元治元年)  
子十一月

阿間河滝村庄屋 奥太郎兵衛

庄屋格 喜三兵衛

年寄 四郎兵衛

御奉行中様

慶応元（一八六五）年六月 大雨により阿間河滝村の田畑等に被害があつた。

奥家文書

乍恐願書

蛇はみ溝 た

一、長三間・巾式間・高式間 村

あら池土砂入

一、長六間・巾四間・厚巻間 助次郎

同所

一、長拾式間・巾巻間・高さ四間 四郎左衛門

とま久保

一、長四間・高さ巻間・巾巻間半 喜作

ほねぎ土砂入

一、長八間・巾式間半・厚巻間半 四郎左衛門

同所

一、長五間・巾五合・高さ三間半 又七

同所土砂入

一、長六間・巾四間・厚六合 佐右衛門

へろ

一、長拾間・高さ三間・巾式間 彦太郎

へる土砂入

一、長十間・巾吉間半・厚吉間

彦太郎

右之通、当六月大雨之節破損土砂入等二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上、右御聞濟被為 成下候八、難有仕合二奉存候、以上、

丑八月

阿間河滝村庄屋 奥太郎兵衛

年寄 喜兵衛

同 四郎兵衛

御地方 御奉行中様

乍恐願書

高九升四合六勺

一、字とろびに田拾七坪

阿間河滝村 忠右衛門持

右之通、当六月大雨之砌川欠二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上、御引米被為 成下候八、難有仕合奉存候、以上、

丑ノ八月

阿間河滝村庄屋 奥太郎兵衛

年寄 喜兵衛

同 四郎兵衛

御奉行中様

慶応二（一八六六）年五月 大雨により春木村で堤が切れるなどの被害があつた。

六五（日記）慶応二年五月条

原家文書

乍恐御願奉申上候

井尻

一、堤切式間

十一月尽出来立

床堀四尺・根起式間・高七尺・天場五尺

同所土砂入

一、五畝余 清兵衛

同

一、吉畝余 市三郎

十月六日御見分、井上様・小山様、被成下有之筈

同

一、吉畝余 利吉

往還筋八幡下

一、八間余

出来立

床堀六尺・根起四間・高五尺・天場式間半

同所  
一、土砂入 六畝 八郎右衛門 被成下なし

同所  
一、同 四畝 清蔵 同

同所  
一、同 壹畝 善六 同

芝原  
一、堤切五間 原藤堤 出来立

同所  
床堀五尺・根起八尺・高五尺・天場三尺五寸

同所  
一、土砂入 壹畝 右同人 前同断  
右同断

同所続  
一、堤切五間 村畑 同 出来立

同所  
右同断 床堀三尺・根起五尺・高四尺・天場三尺五寸

同所  
一、土砂入 壹反五畝 善左衛門・利右衛門・勘蔵 同

同所  
一、堤切八間 新田堤 十一月出来立  
床堀七尺・根起四間・高壹間半・天場式間半

根起松  
一、三本 川原伊勢々田

同所  
但し三尺廻し  
一、土砂入 壹畝 忠兵衛 被成下なし

右之通昨十五日大水<sup>二</sup>而荒所出来候<sup>二</sup>付、乍恐此段御届奉申上候、尤早々御見分之上、御入用被成下度奉願上候、已上、

(慶応二年)  
寅五月十六日

庄屋・年寄

御地方御奉行中様

御目付様

治郎兵衛ヲ以

六月十一日御見分、土砂入被成下無之、余八御先渡

慶応二(一八六六)年八月 大風雨により岸和田城の御殿・伝馬口門・矢倉、外堀土手の松などが破損し、藩領内の町人・百姓家も多く倒壊、死者も二五、六人あった。また葛城山八大竜王社の拝殿や石灯籠が倒れる等の被害があった。

六六〔熊沢友雄日記〕慶応二年八月八日条

『岸和田市史史料』六

昨夜四半時頃より七時過迄、近年無之大風雨、御城内御殿向初所々御破損、御城内外御堀土手<sup>二</sup>而松凡百本余吹倒申し候、伝馬口御門・御矢倉吹倒れ、其外御城下無格家、町人・百姓家、御領分中<sup>二</sup>而潰れ家数不知、依之御次へ罷出、殿様奉伺 御機嫌候事

但し、自分屋敷、斎藤側塀少々損し、見隠し吹飛申し候、本家棟瓦少々同断之外、為差損所無之御領分中<sup>二</sup>而潰れ家下敷<sup>二</sup>相成相果候者、凡弍十五、六人、御領分中潰れ家、凡三百軒余、吹倒れ根起之松木、幾千本共数不知

六七〔慶応二年日記〕慶応二年八月条

原家文書

乍恐御願奉申上候

牛頭天皇境内

一、根起松 三尺廻りより一ト六寸迄 拾五本

同

一、吹折松 四尺廻りより弍尺廻迄 三本

同

一、根起松 壹尺廻り 三本

八幡境内

一、根起松 三尺廻りより一ト六寸迄 拾八本

同

一、吹折松 弍尺廻り 三本

牛神松

一、同 三尺廻り 同

礼拝塚

一、同 同 枝木壹本

右之通、昨七日夜大風雨<sup>二</sup>而右之及仕儀候<sup>二</sup>付、早々根伐仕度奉存候、尤壳代銀之儀八社修覆料<sup>二</sup>貯置申度旨、氏子共より乍恐此段御願奉申上候、御見分之上、右願之通御聞濟被為 成下候八、難有可奉存候、已上、

慶応二寅八月八日

庄屋・年寄

宗旨御奉行

山方御奉行中様

乍恐御届奉申上候

字小松原

一、根起松 三尺廻り 壹本

同

一、根起松 一ト六寸 壹本



右者 字小松原御上植付松<sup>二</sup>而御座候、此段御届奉申候、已上、

八月八日

村役人共

山方御奉行中様

(中略)

乍恐御願奉申上候

字川原

一、根起松 三尺廻り

清兵衛持堤

三本

同所

一、同 式尺五寸廻り

清吉持堤

式本

同所

一、同 壹尺五寸廻り

七右衛門持堤

壹本

同所

一、同 三尺廻り

忠兵衛持堤

壹本

同所

一、同 式尺五寸廻り

平右衛門持堤

式本

同所

一、同 式尺五寸廻りより壹尺迄

久助持堤

六本

字

一、堤切 長廿八間・高廿六尺・根置式間・天場五尺

此普請別紙<sup>二</sup>而願出候

右之通銘々持堤之松木<sup>二</sup>而御座候处、昨七日夜大風雨<sup>二</sup>而根起仕候<sup>二</sup>付、早々根伐仕度段申出候<sup>二</sup>付、乍恐願奉申上候、尤堤切之儀、御見分之上普請取掛り被仰付度奉願上候、右両用共願之通被為仰付被下候八、難有奉存候、已上、

寅八月八日

庄屋・年寄

地方御奉行中様

(中略)

乍恐御届奉申上候

一、潰家 壹ヶ所

梁間式間半・桁行四間

瓦葺

無高人 右衛門ノ

留蔵

一、同断

梁間式間・桁行三間

藁葺

同

長太夫

一、同断

梁間式間・桁行四間半

瓦葺

百姓 平右衛門

借家

一、同断

梁間式間・桁行三間

藁

百姓 久太夫

借家

一、同断

梁間式間・桁行四間半

同

無高人 弥次右衛門

右之通一昨七日夜大風雨<sup>二</sup>而潰家<sup>二</sup>相成申候、尤怪我人等無之相助候間、此段乍恐御届奉申上候、已上、

寅八月九日

村役人共

御代官中様  
御目付中様

宗旨計御届之積リ皆 届候事

一、門 壹ヶ所 梁間五尺・桁行八尺 西福寺  
但し南門

本堂・庫裏・平家・永寿院・西休院、右之瓦落御座候

(中略)

乍恐御届奉申上候

一、杉 式間 丸太 式本  
一、同 式間 古木 式本  
一、同 壹間 古木 拾四本  
一、松 五尺杭 廿五本  
一、根起松 式尺廻り 壹本  
右者一昨七日当浦二流寄申候、

一、流失小船 一艘 半七

一、同 夫兵衛

一、流失小船 一艘 孫大夫

一、破船 一艘 半七

一、同 一艘 藤兵衛

一、同 一艘 栄蔵

右之通破船流失仕候二付、乍恐此段御届奉申上候、已上、

寅八月十日 春木浦 役人

御代官中様

御目付中様

堺行被仰付

去儿七日夜大風雨二付、御本丸跡御屋敷及大破、暫時之間雨天凌二浦方へ千五百枚御用分御用被仰付、

六八〔葛城宝仙山之事〕

堀田家文書

一、慶応二寅年八月七日大風雨二付葛城山拜殿皆倒、茶所屋根半方吹損シ申候、尤御寄付之石灯笼  
式本吹倒、火袋式ツ玉言ツ割仕舞申候、右二付同月十日庄内役人共言人ツ、登山致見改申候、同月  
十一日庄内村々役人言人ツ、右破損届ニきしへ行、則届書左之通、

乍恐御届奉申上候

一、五ヶ之庄惣社葛城山八大竜王社此度大風雨二而相荒申候、則左之通、

- 一、嘉永五子年九月御寄付被遊候石灯笼之内、式本吹倒、火袋式ツ玉巻ッ割仕舞申候、
- 一、拜殿梁間壹間半・桁行三間、屋根板葺<sup>二</sup>而御座候処吹倒申候、
- 一、茶所梁間貳間・桁行四間半、屋根板葺<sup>二</sup>而御座候処、半方屋根吹損申候、
- 右之通相損申候二付、乍恐此段御届奉申上候、以上、

寅八月

五ヶ之庄役人共

宗旨 御奉行中様

明治十二(一八七九)年六月 貝塚沖で発生した竜巻により、旧岸和田城内・池之尻の家屋や沼天神社等が破損した。

六九(熊沢友雄日記) 明治十二年六月二十八日条

『岸和田市史史料』八

一、昨日午後五時過貝塚沖海上ヨリ一団ノ黒雲発生シ、其勢ノ猛烈ナル見ル々々渡海船一艘ヲ覆ヘシ、東二来ツテ貝塚大商広海ノ庫蔵ヲ搗キ、同所軒屋迄ノ間所々破損、一軒屋吹屋大荒、同所水車小屋ノ長屋ヲ拉キ、松ノ大木根本ヨリ壹丈計上ニテ折レル、其折レ口恰モ大根ヲ切断セル如シト云、夫ヨリ岸和田城内古浜田七郎長屋ヲ震シ、岡部為吉庫同断、ニヶ所共拉ケル、近藤淳居宅半潰シ、須藤与惣・久野宗興屋根破損、岸和田村池ノ尻民家少々、沼天神社少々破損、藤井村ニ到勢散消シテ又跡ノ見ルナシ、凡其勢ニ触ル、者大家塀等実ニ枯レタル芦ヲ拉ケカ如ク、実ニ希有ノ異事也、而シテ其震ニ触ル、家ヲ除クノ外、近隣隔壁モ又甚シク響音ヲ聴スト、或人云、其雲氣中ニ時々火氣ヲ発スルヲ見シト、依テ愚考フルニ全クエレキノ作用ニシテ、俗ニ云フ雷ノ横様ニ震行セシ者ト云フテ可ナラン歟、尚識者ノ考ヲ待ツ

明治十五(一八八二)年八月 大風雨により南郡・日根郡の海岸部の田畑に海水が入る被害があった。  
七〇(熊沢友雄日記) 明治十五年八月八日条

『岸和田市史史料』九

一、去ル五日近來稀ナル大風雨ニテ、沿海田畑へ格別ノ汐水ヲ打上ケ、凡我ニ郡海岸ニテ田畑三十町程半額、或ハ悉皆損亡トナル、之本日塩見書記力復命スル処也、京撰間等八殊ニ水害風損多シト云々

明治十六(一八八三)年七月、九月 旱魃により、各地で水論があり、田畑の作物にも被害があった。  
七一(熊沢友雄日記) 明治十六年七月二十八日、九月十日条

『岸和田市史史料』九

(七月二十八日条)

一、炎旱已ニ三十日ヲ経過シ、処々養水ノ欠乏ヲ告ク、隣村或ハ井郷ニ対シ水論往々差起、説諭処理等ニ付退庁時間頗々刻ニ及ヘリ、只日夜天ヲ仰ヒテ潤雨ノ恵沢ヲ望ムノミ、

(八月十一日条)

一、天末雨ヲ降サス、田畑ノ植物追々損害ヲ生スルノ趣ニ付、一昨日ヨリ勸業掛書記ヲシテ日根郡諸村ヲ巡廻セシメタルノ処、今朝復命シテ云、已ニ損害ヲ被ムルノ稲方十中ノ二ニ居ル、若シ不幸ニシテ一旬有余ヲ経過セハ、十ノ五分ハ損失ニ歸スヘシト、天神地祇民ヲ恵ムノ心アラハ、何ソ早く一大降雨ヲ賜ハラサル、日夜天ヲ仰ヒテ雲霓ヲ望ム

(九月十日条)

一、午前八時ヨリ本府ニ出頭ス、同刻過ヨリ開議、本月八諸郡旱損ニ付備荒儲蓄規則十二条・十七条ノ区別等ヲ議シ、追テ打合ノ為実施已前ニ於テ臨時集会諸郡寛苛ノ不同無之様議決スヘキニ談シ、畢テ上局ニ於テ知事及遠藤書記官ヨリノ内達等アリ、午後一時会議畢ル、(中略)

一、同行楠本書記八昨日同行スヘカリシニ都合有之、本日早発シテ出府シタリシニ、同人大坂府ニ来会後ノ話ニ云、昨夜日没後ヨリ陰雲四方ニ起リ、同十時ニ到雨初メテ降り、降雨凡二時間余、遠近ノ田野ヲ湿ス、枯死ニ瀕スルノ稻及畑物等一時勃然ノ勢ヒヲ起シ、農夫八枯槁ヲ投シテ野ニ抔チ、商賈八市ニ集ツテ歎歌ヲ発ス、未タ充分ノ湿ト云フニ至ラスト雖、一時必死ノ場ヲ免レ、其歎極リ無カルヘシト、抑本年挿秧ノ後雨無キ事八旬ノ長キニ及ヒ、田面八亀裂シテ恰モ白雪ノ如ク、池水尽流水絶ユ、繼クニ井水ヲ以テスルモ井水モ亦涸ル、モノアリ、農家八夜ト無ク昼トナク灌漑ニ而已從事シ、劳苦実ニ筆紙ノ尽ス処ニ非ス、友雄之ヲ郡長ニ受、二郡人民ノ愁苦八集メテ一身ノ胸裏ニアリ、寢食ヲ安ンセサル茲ニ六旬日余、昨ニシテ初メテ雨降、十分ノ收穫ヲ得ラレサル八素ヨリ論ナキコトナレトモ、若不幸ニシテ昨夜ノ降雨無クンハ、或八明年ノ種穀ニモ差支ユル処アラン、仮令幾分ノ損害ヲ受クルモ野ヲ轍シテ一ツモ得ル処無キニ比セハ其幸如何ソヤ、実ニ歎ニ堪ヘサル処也、

明治十七(一八八四)年七月 大雨により南郡・日根郡内では池川堤の決壊や田畑・家屋の流失などの被害があった。

七二「熊沢友雄日記」明治十七年七月十六日、八月二十日条

『岸和田市史料』九

(七月十六日条)

去十二、三日ノ頃ヨリ日々降雨止ム間無ク候処、本日ニ到曉来曾テ不覚程ノ大雨トナリ、堪水山野ニ充滿セルヨリ、午前十一時過ヨリ部内村々溜池ノ塘・諸川ノ堤、之レカ為崩壊スルモノ不少、依テ八田畑ヲ流シ、或八土砂入トナリ、或八人家等ヲ押流シ、家財ヲ流失スル等実ニ未曾有ノ天災トナリ、大雨ヲ侵シ出庁シ、直チニ郡書記・雇吏等ヲ各所ニ派出セシメ、破壊ノ防禦ニ手ヲ尽スモ水勢甚敷、所々堤防ノ決壊スルモノ無数、橋梁八十中ノ八、九ヲ失ヒ、道路不通、各所ノ雜沓言ハン方ナシ、夜ニ入一ト先帰宅ス、自分宅八裏手小繼氏境目ノ土壁悉皆倒レタリ、

(七月十七日条)

一、洪水処分ニ係リ、薄暮迄出庁、一旦帰宅ノ処、久米田堤危嶮ノ旨報知、且本府土木課長来庁ノ旨申来候ニ付再出庁、夫々処理ノ上引取、

(八月二十日条)

一、朝飯後人力車ヲ雇ヒ、木積村戸長役場ニ到、同所ヨリ前導者ヲ命シ、同村領ノ荒池ヲ見分シ、夫ヨリ馬場村ニ到、山池ノ破壊ヲ巡視シ、畢テ水間村ニ到、戸長中野氏ニ行、午飯ヲ依頼シ、休息凡二時間、夫ヨリ三ヶ山村旧戸長武田某ノ案内ニヨリ、三ヶ山村領ノ荒地ヲ見分シ、次ニ岸和田村山池ノ破壊ヲ同断、右ニテ今回巡視ノ部分ヲ果シタルニヨリ帰路ニ赴キ、薄暮堺町ノ自邸ニ帰ル、

明治十八(一八八五)年七月 大雨により多くの人家が被害にあった。

七三「熊沢友雄日記」明治十八年七月二日条

『岸和田市史料』九

一、本日二到風雨全ク止ム、然レトモ非常ノ大雨ナリシニヨリ所々小破損不少、人家ノ如キモ全キハ稀ナリ、近来如何ナル時運ナルカ、年々天災打続人民ノ疲弊甚ナラサルノ上、斯ク臨時ノ災害ヲ加フハ実ニ慨歎スヘキ事也、

昭和九(一九三四)年九月 室戸台風が襲来し、沿岸部を中心に甚大な被害があった。

七四(岸和田市風水害概要)

昭和十年三月岸和田市役所発行

一、災害当時の気象及高潮

- (1) 颱風襲来前の警報(略)
- (2) 颱風の進路及発達(略)
- (3) 風速(略)
- (4) 気圧(略)
- (5) 高潮の襲来

二十一日未明より東風漸く強くなるに従ひ潮位は漸時上昇し、午前七時過ぎより轟々たる海鳴を感じ、次に風の南東に変じて益々其の暴威を逞しうするや、遂に高潮の襲来する所となれり。淡輪検潮所の調査によれば、此の時の潮高は本市海岸に於て平水位より七尺二寸六分(二・二メートル)の高きに達せり。(オホサカ・ポート水準基点より見るときは一丈二尺二寸の高さ)今本市を中心として付近町村の最高潮位及び襲来の時刻を示せば左の如し。

場所	最高潮	
	尺	時刻
大阪築港	二二・七一	八・一〇
堺三宝	二二・五四	八・一〇
浜寺公園	一一・五五	七・五五
大津町鼻	九・九〇	七・五〇
忠岡海岸	八・二五	七・五〇
岸和田海岸	七・二六	七・四五
佐野海岸	六・六〇	七・四〇
尾崎海岸	五・九四	七・三五
箱作海岸	四・九五	七・一〇
淡輪検潮所	四・二九	七・一〇
谷川港	三・三〇	七・〇〇

右の如き高潮の襲来によりて本市海岸に沿へる各町は悉く海水の浸す所となり、其の面積四萬五千坪に達したり。

今これが浸水程度を各町別に調査すれば左の如し

町名	浸水程度	町名	浸水程度
大工町	一・六八	大北町	三・九六
中之浜町	三・二〇	北町	三・九六
紙屋町	二・八〇	並松町	七・二六
中北町	三・三〇	下野町	五・九四

二、罹災家屋及罹災者

二十一日早朝よりの風雨は漸次其の勢力を加へ、午前八時前後には未曾有の大颱風と化し轟々天地を震動し、瓦礫を飛ばし樹木を倒し、遂には家屋牆壁を倒壊し、電線は切断し電柱は倒れ、電信電話は不通となり、郊外電車、自動車は全部運輸不能に陥れり。更に急激なる高潮の襲来によりて海岸地方は一瞬にして濁水の浸す所となり、其の惨状言語に絶せり。浸水総面積四萬五千坪に及び、倒壊及び流失家屋百四十戸、浸水家屋千二百四十五戸に達し、罹災者数実に六千五十九人を算するに至れり。

今各町別住宅罹災状況を示せば次の如し

住宅罹災者調

町名	戸数	人口	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計
南町	戸数	人口	一〇	三	七	八四	一五〇	二五四
堺町	戸数	人口		一〇	二九	四四〇	四五〇	九七七
北町	戸数	人口	一	三				一三
並松町	戸数	人口	三	八	一	五八	八〇	一四九
下野町	戸数	人口	七	二五	七	二六一	三三五	六二五
上野町	戸数	人口	五	五		二二三	九八	一三一
藤井町	戸数	人口	二〇	二二		七二	四二一	五三四
別所町	戸数	人口	四	二〇			一五	三九
沼町	戸数	人口	一六	八〇			六七	一六三
	戸数	人口	三	二				五
	戸数	人口	九	〇				一九
	戸数	人口	三	七				二〇
	戸数	人口	四	一				六五
	戸数	人口	三	二〇				四
	戸数	人口	一〇	四				一四

	筋海町		五軒屋町		上町		野田町		南上町		大工町		中之浜町		紙屋町		大手町		中北町		大北町		合計			
	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数
	二	七	一	六	一	四	五	八		六	二	五	七	七	七	七	三〇	一〇	三九	五	一六	七	二七	一〇五	四二二	
					六	一五	一	三	九	二〇			二	四〇	五	二二	七	二〇	二〇	一八	八〇	五	二二	一〇〇	四〇五	
						六					七		二二	四	一五	二	八	四	一八	九	三五	一	四	三五	二三八	
						七〇				七〇			二四六	五〇	二二七	五〇	一七五	一〇〇	四六〇	八〇	二七五	二五	一一二	五四〇	二二六八	
						一四〇				一四〇			六四八	四四	一五九	三八	一七四	四〇	一五〇	五〇	二〇〇	五〇	二三二	七〇五	二八二六	
						二二二				二二二			九三八	一一七	四七八	一〇二	四〇九	一六一	六八七	一六二	六〇六	八八	三九七	一四九五	六〇五九	

即ち浸水面積四萬五千坪は本市全面積百二十四萬六千坪に対し三・六%に当り、罹災家屋千四百九十五戸は本市全家屋七千六百に対し一九・七%に当り、罹災者六千五十九人は本市全人口三萬七千人に対し一六・四%に当る。

特に府立岸和田中学校に於て生徒三名、南町及び堺町に男女各一名合計五名の圧死者を出し、其の他重軽傷者百四十名に上りたるは遺憾の極みなり。

参照 大阪府下罹災者状況(略)

三、本市公営物ノ被害

風水害に因る本市公営物の被害も亦甚大にして就中東光尋常高等小学校の全壊及び浜尋常小学校の会集場倒壊を初めとし、朝陽、中央、城内各小学校の損害激甚なりしも、颱風の最強時たる午前七時三〇分頃には生徒、児童の大部分は未だ登校し居らざりしと、学校教職員の措置其宜敷を得、生徒児童の避難救護に最善の努力を致したる結果、僅かに市立実践高等女学校生徒一名の負傷者を

出したるに止まりたるは不幸中の幸なり。

其の他港湾修築工事は多大の障害を受け、電燈電力の設備亦破壊損傷し、一切の通信交通機関は遂に其の機能を失ふに至り、市民の生業乃至日常生活上に蒙れる打撃甚大なり。之等市公営物の被害状況につき調査の概要を示せば次の如し。

(甲)学校及び幼稚園

(1)中央尋常高等小学校

本校は被害最も少く、瓦屋根、樋、建具等に損傷を蒙りしのみにて、其の被害見積額金四百五拾円なり。

(2)城内尋常小学校

木造二階建校舎傾斜の爲め屋根瓦、柱、天井、床、建具等に損傷を蒙り、其の他の校舎被害共見積額金二千二百五十円なり。

(3)浜尋常小学校

本校は其の位置海岸に近接せるを以て其の被害最も甚だしく、浸水は校門玄関前にて深さ四尺に達したり。平家建会集場(八十五坪)は倒壊し、鉄筋コンクリート塀長さ十五間崩壊、其の他の校舎の屋根瓦、建具等にも相当大なる損害を蒙り、其の見積額金九千二百五十円の多きに達せり。

(4)朝陽尋常小学校

二階建校舎の一部弛み、其の他の校舎なる屋根瓦、壁、板張、建具等に多大の損害あり。この見積額金二千五百円なり。

(5)東光尋常高等小学校(併設市立高等実践女学校)

本校は其の被害最も激甚にして、二階建校舎二棟(一棟は百二十五坪、他の棟は百三十坪)平家建下足場及び廊下(三十六坪)倒壊による損害五萬八千六百六十円、二階建校舎(百六十坪)平家建廊下井戸屋形、便所其の他(合計五十九坪)の傾斜による損害四萬六千三百二十八円、講堂の傾斜及手工室屋根、建具等の損傷による損害約四千円を通算し総額実に十萬八千九百八十八円の巨額に上れり。

(6)幼稚園

遊戯場の梁弛み園舎一部傾斜、屋根瓦其の他に損傷あり。其の見積額金五百円なり。

(附)府立岸和田中学校

校舎二棟倒壊し生徒死亡者三名、重傷者三名、軽傷者十四名を出せり

参照 府下小学校被害調(略)

(乙)一般公営物の被害

前記学校以外、市公営物の被害亦甚大にして、港湾、防波堤の沈下と一部崩壊、埋立地の土砂流失を初めとし、海岸道路の埋没、破損港湾不動崎の松樹倒折、公園の樹木倒折・損傷等枚挙に遑あらず。其の被害の概要を示せば次の如し。

(1)港湾

泉州産業の中心地として物資の集散愈々其の繁きを加ふるに鑑み、本市百年の大計を樹立せるものゝ一端として着々其の工を急ぎつつありたる港湾修築工事は多大の損害を蒙れり。即ち高潮に伴ふ怒涛は防波堤の尖端部を崩壊し、且つ延長百九十間に亘る沈下或は決潰を来し為に曩に完成した



る第一号埋立地一帯は海面と化し、埋立地の土砂を流失せしむると共に監督事務所・「セメント」倉庫・機械器具格納庫を倒壊するに至れり、其損害約一萬八千円に及べり。

(2) 道路溝渠

道路の損害は比較的少なりしも、海岸に面せる道路中大工町附近の道路は高潮に伴ひ海砂多量に打揚げられ、ために延長四十間、幅員五間に亘り深さ平均二尺に達する埋没に依り之が除去に多額の費用を要せり。

溝渠中海岸排出部七箇所は各延長二十間に亘り同様海砂の打揚げにより埋没し、之亦多額の除去費用を要せり。

(3) 火葬場及び塵芥焼却場

火葬場 鐘楼(二坪二合五勺)の壊倒による損害約七百円、その他炉上屋、板塀、瓦屋根等に約二千二百円の損害あり。墓地々域内松樹の倒れたるもの一百六十余本に達し墓標石碑を覆へり。

塵芥焼却場 炉上屋、石綿屋根、瓦屋根、亜鉛葺屋根其の他に約九百円の損害あり

(4) 其の他公共营造物

其の他公共营造物につき損害概況を示せば次の如し。

建物	被害箇所	被害見積額
市庁舎	スレート屋根及内部壁其の他	四〇〇 円
図書館	スレート屋根及瓦屋根	二四〇
公会堂	パラペット天端及同裏、内部壁其の他	五七〇
消防屯所	スレート屋根	一〇
市営住宅	瓦屋根、樋、壁、建具、其の他	七七〇
伝染病院	柵、瓦屋根、其の他	三四〇
隔離所	柵、瓦屋根、其の他	六〇〇
公設市場 <small>下野町・駅前・岸城町</small>	屋根、建具、壁、其の他	一三〇〇
簡易食堂	屋根、其の他	五〇〇
職業紹介所	硝子屋根、瓦屋根、硝子窓其の他	三〇〇
託児所	藤棚、屋根、柵、壁、其の他	四二〇
公益質屋	瓦屋根	三〇
合計		一五四七〇

四、商工業其ノ他ノ被害

(1) 電力機関

本市各機関に送電せる南海電気鉄道株式会社の変電所及発電所は浸水に因り発電能力を失ひ、又送電線及電柱にして風害に因り破壊せるもの多数に上りしたため、電力全く不通となれり。

之が為め本市に於ける交通機関、工場、電信電話等の諸活動は一時全く停止し、電燈の供給不能となり、市民は通信交通の途を失ひ、糧道を絶たれ、暗黒の中に著るしき不安焦慮の状態を続けるの止

むなきに至れり。

而して電力は大口需要家の消費量を制限しつつも、二十三日より漸次復旧し、電燈に於ては二十三日午後八時に至り漸く点燈を見るに至れり。

#### (2) 郊外電車

右の如き電力機関の被害は直ちに郊外電車に対する送電を不能ならしめ、更に又各電鉄会社自らも電線路其の他に多大の損害を蒙りたるため、南海鉄道、阪和電鉄両社共全線に亘り運転不能に陥り、本市と近郊との交通は一時全く杜絶し、市民の交通は混乱状態を呈したり。

此に於て南海乗合自動車株式会社は従業員を督励して二十二日午前より臨時自動車を増発し、辛じて輸送を開始すると共に、一方電鉄会社共極力復旧に努めたる結果、南海電鉄は二十三日午前十一時より大津岸和田間開通し、午後四時より岸和田貝塚間開通、二十六日に至り漸く全線平常に復するに至れり。

阪和電鉄に於ては二十三日午前十一時より岸和田、大阪間の運転を開始し、同日午後一時全線開通するに至れり。

#### (3) 水上運輸機関

岸和田港碇泊中の船舶にして沈没、流失、破損せるもの亦少からず。運送業者は何れも相当被害を受けたると、遭難船舶及流失家屋其の他浮流物のため航行不能に陥りたる為、水上の運輸は一時杜絶せり。

#### (4) 通信機関

暴風水害の為め凡ゆる交通機関は杜絶し、通信機関も亦停止せられ、電線の切断と電柱の倒壊に因り電信電話も一切其の効用を失ひたり。此に於て当局は極力之が復旧に努力したる結果、二十七日に至り市内の通話是一部可能となり、九月二十九日を以て漸く復旧するに至れり。又ラヂオは二十一日午前七時四十分気象放送中電線杜絶したるを以て已むを得ず予備蓄電池により同十時三十分迄放送を継続したるも、午後零時四十分よりは唯、時報、気象、災害ニュース、官公署の公示事項のみを一時間毎に放送し、午後十時迄継続したり。然れ共翌二十二日に至り漸く平常に復し、同日午後六時より第一放送、同六時二十五分より第二放送の復旧を見るに至れり。

#### (5) 瓦斯機関

本市に供給せる泉州瓦斯は相当の浸水を見たるも、甚大なる被害を蒙ることなく二十三日に至り復旧せり。

#### (6) 商業

今次の風水害に因り小売商店に及ぼしたる影響極めて甚大にして、現在市内に於ける小売商店約二千戸は其の被害の程度の差こそあれ、何れも損害を蒙らざるものなく、就中最も被害甚大なるは並松町、下野町、大北町、中北町、中之浜町等海岸に面したる所にして、之等商店は風害に加ふるに高潮に因る浸水に見舞はれたるを以て、家屋の損傷、商品の被害も亦甚大なるものあり、其の損害額の概要左の如し。

会社経営ノモノ				個人経営ノモノ			
被書 店数	被書 店舗損害 見積高	商品損害 見積高	計	被書 店数	被書 店舗損害 見積高	商品損害 見積高	計
風書三日月ノ	四	五五〇	六〇〇	二二五〇	三一九	一九七〇	一九八〇
水書三日月ノ	五	五六〇〇	一五〇〇	二〇八〇〇	五六	一〇〇〇	二八九〇
計	九	六五〇	一五八〇〇	二二九五〇	四三五	二〇二〇〇	六八七〇〇

(7)工業

大小二百に達せんとする本市工場にして被害を蒙らざるは殆どなく、或は倒壊、或は大破し、就中電力機関の故障に因り機械の運転不能に陥り作業の停止止むなき状態に立ち至りたるもの、全壊に因り容易に事業の恢復困難なるもの相当多数に上り、中にも中小工業者にして資金乏しきものは再起の見立たざるの状態にして其の回復は極めて困難なるものあり。今之等工場の被害の状況を示せば左の如し。

業種別	工場建築物							計
	工場及 職工数	作業場	倉庫	事務所	社宅其他	設備機械	原料持額	
紡績業	二	六七〇〇	三〇〇〇	二六〇〇	七九〇〇	一〇〇〇	七九〇〇	二四八〇〇
金属業	一	一〇〇						四〇〇〇
機械製業	七	二五〇〇				二二〇	二六〇	四〇〇〇
窯業	五	六五〇〇		一〇〇	二五〇〇	二二〇〇	五八〇〇	二〇〇〇
化学業	二	一〇〇				四〇〇	一〇〇	二五〇
製材及製 品工場	六	一〇〇〇		一九〇		二〇〇	六〇〇	二六〇
印刷及製業	三							一〇〇
食料甲業	八	一七〇〇				三〇〇	四〇〇	二〇〇
瓦斯及電業	一	二〇〇	五〇〇	一〇〇	三〇〇	二五〇〇	一〇〇	二〇〇
其他業	三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇		二四〇〇	二二〇〇	二〇〇
合計	二五八	二六八〇〇	四〇八〇〇	三三九〇	九五〇〇	八六六〇	二三四六〇	三三三〇〇
								六五七四〇
								九〇〇〇

(8)運送業

貨物運送船の沈没せるもの七隻、流失せるもの二隻、大破せるもの十六隻、其他損傷を蒙れるもの数十隻に達し、船具の被害又甚大にして、其の見積金額一萬五千円を算す。

(9)漁船の被害

今次の風水害な因り高潮と相俟って海浜に繫留したる漁船の被害最も激甚にして、沈没、流失、破損せる船舶枚挙に遑なき状態にして、本市に船籍を有する船舶合計二百六十五隻に対し、五十八隻の遭難船あり、全船舶の二一、九%は被害を蒙りたり、其の概況を示せば次の如し。

區別	沈没	陸揚	破損	流失	浸水	座礁	計
帆船	四	五	二				一一
発動機船				一			一
小廻船	二	一	八				一一
漁船			一一三	一一二			三二五
合計	六	六	三三三	一一三			五八

本市に船籍を有する船舶数

帆船六八隻 発動機船二〇隻 小廻船三二隻 漁船一四六隻 合計二六五隻

### 五、農林漁業被害状況

#### (1) 農業

今次の風水害に依る農家の被害又看過すべからざるものあり、就中農作物中早稲、中稲は殆ど全部倒伏し、被害の甚敷ものは約五割以上の減収を予想せられ、晩稲は倒伏の程度比較的尠きも、開花受精直後に強風に打たれ、穂摺に依り被害激甚にして、特に生育良好出穂開花の遅延せるもの程被害多く、日を<sup>巻</sup>経ると共に白穂を出現し、甚敷減収を予想せらるゝも、平均すれば約四割の被害なるべし。

次に蔬菜類に於ては生育の初期にある秋蒔の大根及葉菜類は何れも甚だ敷き損傷を受け、発育上大の損傷を蒙り、其の損害は通じて六割見当とす、其の概況左の如し。

種別	被害面積	被害程度	被害数量	被害見積金額
水稻	一一九四反	四割	一一八〇石	二七二二〇円
蔬菜	七五反	六割		一四〇〇円
チーセル	苗圃 三反	三割	二〇〇〇〇本	六六〇円
合計				三九一八〇円

次に鶏舎納屋等の全壊、半壊、流失、水路、井堰、溜池堤塘等の決潰損害も亦甚大にして、家鶏の斃死又<sup>レ</sup>に喪失せるもの多数に上りたり、其の概況を示せば左の如し。

種別	員数	摘要	金額
玉葱小屋	三〇棟	全壊	九〇〇円
鶏舎	一七〇坪	同	六四〇〇円
納屋	二〇棟	同	二〇〇〇円
溜池堤塘	二〇〇間	破損	一〇〇〇円
水路	三七〇間	同	七四〇円
井堰	二ヶ所	破損	一五〇〇円
計			一二五四〇円

#### (附) 家禽

種別	被害戸数	被害数量	被害価格
鶏	一五戸	一一〇羽	一四四円

(2) 林業		
種別	被害面積	被害程度
針葉樹其ノ他	一五三反	四割
(3) 漁業		被害金額
		八〇〇〇円

本市に於て被害の特に激甚なりしは漁業にして、漁船、漁具、納屋の大部分は流失、大破し、其の惨状言語に絶するものあり、今茲に被害の主たるものを掲記すれば左の如し

業務別	種別	漁船		漁具		乗組員 負傷者
		隻数	損害見積額 円	隻数	損害見積額 円	
打瀬業	動力ヲ有セザルモノ	二〇	三〇九四	二三	九一四〇	二三
打瀬業	発動機船	二八	五一〇六	二五	九一〇〇	
釣業	動力ヲ有セザルモノ	九一	八五六〇			
釣業	発動機船	四	六〇〇			
計		一四三	一七三六〇	四八	一八二四〇	三三

七五 (泉南郡春木町勢要覽)

昭和九年風水害記録

昭和十年六月春木町役場発行

昭和九年九月二十一日日払暁突如襲来シタ颱風ハ夥シイ惨禍ヲ残シタ、加之気圧低下ニ高潮襲来シ其ノ被害ハ有史以来類例ノナキモノデアッタ。此ノ自然ノ暴威ニ因リ死傷者ヲ出シ建築物ノ倒壊半壊ハ多数ニ上リ通信機閉・交通機閉ハ杜絶シ、甚大ナル惨害ヲ蒙リタリ、為ニ之レガ救助ト復旧事業ノ最善ヲ尽スベク緊急町会協議会ヲ開キ対策ヲ講究シ各種団体ノ総出動ヲ行ヒ死傷者及避難者ノ収容、救護、浸水ノ排除作業等ニ努メタルヲ以テ人心漸ク平静ニ帰シタリ、茲ニ当時惨害状況ヲ述ベテ他日ノ参考ニ供ス

御救恤金御下賜

風水害ノ惨状畏クモ天聴ニ達シ、天皇皇后両陛下ヨリ格別ノ思召ヲ以テ御救恤金御下賜ヲ拝シ、又宮家、王家、公家並ニ伏見軍令部長宮殿下・東久邇第四師団長宮殿下ヨリ御下賜金ヲ賜ハリ、尚滿州国皇帝陛下ヨリ御救恤金御下賜アラセラレ、敵力ニ伝達式ヲ挙行シ、罹災申告者ニ伝達シタリ

1 建築物被害

颱風ニ煽ラレテ建築物ノ倒壊、半壊シタルモノ多数ヲ算シ、殊ニ沿岸地域ノ住家ハ高潮ノタメ浸水ニ依ルニ重ノ災厄ニ遭遇シ、其ノ惨状見ルニ忍ビザル光景ヲ現出シタリ、其ノ被害ヲ風水害水害ニ區別スレバ

風害	流失	焼失	全壊	半壊	大破	床上浸水	床下浸水
住宅		2	2	2	1		
非住宅			5	4	1	0	2
水害							
住宅	7						
非住宅							

デアツテ公共建築物トシテ被害ヲ受ケタルモノハ、春木尋常高等小学校二階建校舎一棟倒壊ト、講堂ノ半壊ガ主ナルモノデ、傾斜屋根ノ破損ハ一般家屋ト共ニ各棟共甚大ニ災害ヲ被ツタノデアアル

2 死傷者

倒壊シタル家屋二庄セラレテ痛々シイ死ヲ遂ゲタルモノ2人、其ノ他ノ原因ニ因ル死者2人、負傷者ニシテ二十日以上ノ治療ヲ要スルモノ5人、其ノ他ノ輕傷者続出セルノ状況デアツタ

3 農産物被害

農産物被害状況ヲ表示スレバ

	被害面積	被害数量	被害見積価格
水稻	收穫皆無	85反	229石
	其ノ他	1184	651
計			22.000
蔬菜類	收穫皆無	48	?
	其ノ他	29	?
計			6.700

ニシテ大ナル損害ヲ蒙リタリ、殊ニ水稻ハ開花結実期デアツタ關係上其ノ被害ハ甚大デ、農家經濟ヲ一層苦境ナラシメタリ

4 畜産物被害

畜産物被害見積価額八千二百円、内畜舎倒壊又ハ破損価額八千九百円ニシテ、其ノ他八家禽ノ斃死ニ因ルモノデアル

5 林野被害

本町八林野トシテ神社有ノ一町五反アリ、何レモ針葉樹ニシテ樹齡八數百年以上ニシテ、其ノ數107本損害価額八千円以上ニシテ荒廢ノ状態ニアリ

6 漁船被害

漁業方面ニ於テハ高潮襲来ノタメ漁船ノ破損最モ多ク、之ヲ種類別ニ分ツト、動力ヲ有スル漁船半潰三十艘デ、損害価額八千円余、動力ヲ有セザル漁船九十五艘ニシテ、全潰三十三艘、半潰六十二艘、之ガ損害価額八萬一千余円トナリ、外ニ漁具一式ノ損害額八千二百余円ノ多額ニ達ス

7 商業被害

商業方面ニ於テハ暴風ト高潮襲来ニ依リ其ノ被害モ亦相当多額ニ上リ、就中沿岸地域ノ業者ハ店舗ノ被害多ク、被害店數八個人経営ノ112、損害見積額八萬余円ヲ算シタリ

8 工場被害

本町ハ水陸運輸ノ便アルヲ以テ、綿糸紡績、煉瓦製造工場等ノ規模相当大ナル工場ハ何レモ沿岸ニアル關係上、浸水被害ハ激甚デアツタ、今之レヲ業種別ニ分ツト紡織工場ノ10、雜工場ノ1ニシテ、損害額八十七萬三千余円ニ達シ、産業方面ニ於ケル被害ノ第一位ヲ占ム

9 義捐金

悲惨ノ限リヲ尽シタ大風水害ニ因リ、着ルニ衣ナク、臥スルニ夜具ナキ罹災者ヤ犠牲者ノ遺族、家屋ノ倒壊ニ依リ住ムニ家ナク家具家財ヲ損傷シタ人々ニ対シ、各方面ヨリ大阪府、大阪毎日、朝日、両新聞社ニ委託シタル義捐金ヲ本町ニ配分セラレタルモノ、亦ハ直接ニ本町ニ配達セラレタル義捐金ヲ区分スレバ次ノ通りデアル

	義捐金	慰問袋	衣服類	寢具類	食料品	文房具類	其ノ他
大阪府	8470	5	120		770	590	325
大阪	660						
朝日新聞	654						
其ノ他							
計							
大阪					白米25斗		
其ノ他							
計							

#### 各種団体ノ活動

青年団ニ於テ八団員ヲ召集シ、焚出ノ配給、海岸浸水地帯ノ配水作業、夜間警備等ニ、又在郷軍人分会八町内ヲ巡視シ、高潮襲来地帯ノ罹災者救助ト夜間警戒ニ努メ、消防組八火災消火ニ出動シ、夜間警備ノ勤務ニ服シ、浸水地帯ノ井戸浚ヘヲ行ヒ、衛生組合八負傷者ノ救護收容ヲ為スノ外、浸水地帯ノ井戸浚、消毒薬品ノ撒布等ニ奉仕シ、国防婦人会、処女会八協力シテ罹災者ノ焚出、負傷者ノ看護ニ努力セラレタリ。